

平成 22 年第 3 回竜王町議会定例会（第 1 号）

平成 22 年 9 月 7 日

午後 1 時 00 分開会

於 議 場

1 議 事 日 程（1 日目）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議第 5 1 号 竜王町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議第 5 2 号 竜王町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議第 5 3 号 竜王町企業立地促進のための固定資産税の特例に関する条例
- 日程第 6 議第 5 4 号 平成 22 年度竜王町一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 7 議第 5 5 号 平成 22 年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第 2 号）
- 日程第 8 議第 5 6 号 平成 22 年度竜王町老人保健医療事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 9 議第 5 7 号 平成 22 年度竜王町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 10 議第 5 8 号 平成 22 年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 11 議第 5 9 号 平成 22 年度竜王町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 12 議第 6 0 号 平成 21 年度竜王町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 13 議第 6 1 号 平成 21 年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について
- 日程第 14 議第 6 2 号 平成 21 年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）歳入歳出決算認定について
- 日程第 15 議第 6 3 号 平成 21 年度竜王町老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 16 議第 6 4 号 平成 21 年度竜王町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 17 議第 6 5 号 平成 21 年度竜王町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 18 議第 6 6 号 平成 21 年度竜王町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

- | | | |
|---------|----------|---|
| 日程第 1 9 | 議第 6 7 号 | 平成 2 1 年度竜王町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
認定について |
| 日程第 2 0 | 議第 6 8 号 | 平成 2 1 年度竜王町水道事業会計決算認定について |
| 日程第 2 1 | 議第 6 9 号 | 湖南水道広域圏に係る広域的水道整備計画の改定について |
| 日程第 2 2 | 報第 3 号 | 平成 2 1 年度竜王町健全化判断比率について |
| 日程第 2 3 | 報第 4 号 | 平成 2 1 年度竜王町資金不足比率について |

2 会議に出席した議員（12名）

1番	蔵口嘉寿男	2番	貴多正幸
3番	圖司重夫	4番	村田通男
5番	山田義明	6番	山添勝之
7番	菱田三男	8番	若井敏子
9番	岡山富男	10番	小森重剛
11番	大橋弘	12番	寺島健一

3 会議に欠席した議員（なし）

4 会議録署名議員

3番	圖司重夫	4番	村田通男
----	------	----	------

5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	竹山秀雄	代表	監査委員	小林徳男					
副町	長	青木進	教	育	長	岡谷ふさ子				
会計	管理	者	布施九藏	総務	政策	主監	川部治夫			
住民	福祉	主監	兼	山添登代一	産業	建設	主監	小西久次		
健康	推進	課	長	松瀬徳之助	政策	推進	課	長	杼木栄司	
総務	課	長	若井政彦	住民	税務	課	長	田中秀樹		
生活	安全	課	長	吉田淳子	産業	振興	課	長	兼	井口和人
福祉	課	長	村井耕一	農業	委員会	事務局	長	兼	赤佐九彦	
建設	水道	課	長	富長宗生	教育	次	長	兼	赤佐九彦	
学務	課	長	富長宗生	生涯	学習	課	長	兼	赤佐九彦	

6 職務のため議場に出席した者

議会	事務局	長	福山忠雄	書	記	古株三容子
----	-----	---	------	---	---	-------

開会 午後1時00分

○議長（寺島健一） 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員数は、12人です。よって、定足数に達していますので、これより平成22年第3回竜王町議会定例会を開会いたします。

会議に入ります前に、町長より発言の申し出がございますので、これを認めることにいたします。竹山町長。

○町長（竹山秀雄） 皆さん、こんにちは。平成22年竜王町議会第3回定例会の開会にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

本日、第3回定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様におかれましては、大変ご繁忙の中をお練り合わせの上ご出席賜りまして、厚く御礼申し上げます。

今年の夏は猛暑が続き、熱中症の搬送患者数が、滋賀県におきましても8月1日～29日の間で317人となり、昨年同月対比3.2倍になったと報じられましたが、議員の皆様にはご健勝にて、昼夜を分かたず議員活動にご専念いただき、心より敬意と感謝を申し上げる次第でございます。また、平素は町政全般にわたりまして格段のご指導とご鞭撻を賜っておりますことに、改めまして衷心よりありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、菅内閣が誕生して3ヶ月経過いたしました。現政府は経済・財政・社会保障を一体として取り組む姿勢を強く打ち出しており、このことに対し国民が期待を寄せているところでもあります。しかし、経済におきましては、月例経済報告は「持ち直してきている」という表現が据え置かれたままであり、このところの円高の進行や株価も年初来の最安値をつけるといった、弱含みの動きであります。また、雇用面も極めて厳しい状況が続いており、先行きの景況感は決して楽観視できるものではありません。

政府は平成23年度予算に関して、民主党のマニフェスト項目と、社会保障を除いた義務的経費を含む来年度政策予算を一律10%削減の方針を閣議決定し、予算折衝が行われているところでありますが、私は子ども手当の問題、農家の個別所得補償の問題、後期高齢者医療制度の問題等々、いずれをとりましても財源をどう確保していくのかが大きな国会での論点になってくると思っております。経済・財政・社会保障一体の対応をしっかりと見定め、政局が安定し、追加経済対策を含む国内景気浮揚策が的確に打ち出されることと、「国民の生活が第一」との表現に合う社会保障の充実を政府に期待いたしたいと思うものであります。

さて、竜王町では、三井アウトレットパーク滋賀竜王が7月7日のプレオープン以降、大変なにぎわいが続いておりまして、入場車両台数はこの2ヶ月間で約50万台ということでありまして、お盆休みには家族連れのお客様が多く、イベント出演いたしました竜王中学校吹奏楽部ならびに龍王太鼓も、町をアピールするに大きな効果があったものと喜んでおります。

また、懸念しております交通渋滞につきましても、万全の対策を講じていただいたおかげで大きな渋滞もなく、車の流れは順調でお盆休みを越えられたことは、今後の交通問題に対し見通しが立てられるようになったものと考えております。さらには、アウトレットパークのお客様が町内の諸施設へもお立ち寄りくださっていることが、道の駅竜王かがみの里やアグリパーク竜王の売上高増の数字に表われており、感謝いたしているところでございます。

さて、竜王町の財政状況であります。本町の標準的な財政規模に対する実質的な公債費の占める割合を表す実質公債費比率が、平成21年度決算に基づく算定の結果、単年度で20.3%、平成20年度および平成19年度の各決算に基づく単年度の同比率と合わせた3ヵ年平均が20.1%となりました。これは、昨年度公表の3ヵ年平均の同比率と比較して1.7ポイントの増加、また、本町の標準的な財政規模に対する、本町が将来負担すべき実質的な負債の割合を表す将来負担比率が、平成21年度決算に基づく算定の結果130.7%となり、昨年度公表の同比率と比較して21ポイントの増加となりました。

いずれの比率におきましても、数字の増大は、財政健全化判断において、じりじりと黄信号へ、ひいては赤信号へ近づいていることは否めなく、この要因といたしましては、長引く国内景気の低迷による法人町民税をはじめとする税収の落ち込みが、投資的経費の抑制や、あらゆる事業の見直し等を行う本町の取り組みを上回るほど大きな規模となったことがあげられます。とは申しますものの、町財政の硬直化が一段と進んでいることを謙虚に認識いたさねばならないと思っております。

竜王町における健全化判断比率の数字を単年度ごとに見ますと、平成19年度の数字であります。実質公債費比率が21.8%、将来負担比率が159.3%であり、この数字を見て財政状況の厳しさに危機感を抱き、就任させていただきました当初より財政の健全化を皆さんに強く伝えてまいりました。平成20年度決算にて数値が改善されたものの、平成21年度決算の結果は前述のとおり悪化の内容であります。これらの財政指標は、各年度における経済事情等に一定の

影響を受けることとなりますし、また、この点につきましては本町の歳入の特性上、より顕著に表われることとなります。それゆえに、平成22年度は予算編成当初から超緊縮財政に取り組んでいるわけではありますが、今後さらなる財政の悪化を招かないように、しっかりとした行政経営を行っていかねばならないと考えているところでございます。

区長会・商工会・老人クラブ連合会等々で財政の実態を説明させていただきます中で、「竜王町は独自のまちづくりで進んでいる、今町がこけたら元も子もない、辛抱するときはみんなで我慢すればよい」というご意見をいただいております、感謝を申し上げますと同時に、早期に財政基盤を然るべく打ち立てることの責任を痛感いたしております。

今月で平成22年度上半期が過ぎるわけではありますが、財政状況をしっかりと検証しながら、当年度決算においては悪化に歯止めをかけ、好転への方向に持っていくことが最大の責務と考えているところでございます。議員の皆様には、かかる意味を含めまして、本会議にてご報告申し上げます決算内容についてご審議いただき、ご指導賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、本定例会では、条例改正に関しましての案件が3件、補正予算に関しましての案件が6件、決算認定に関しまして9件、他報告等3件合計21件の案件の提出と追加案件の提出を予定させていただいております。何とぞ慎重なるご審議を賜り、お認めをいただきますようお願い申し上げます、開会のごあいさつといたします。どうかよろしくようお願い申し上げます。

○議長（寺島健一） これより本日の会議を開きます。

皆さんのお手元に、専決処分報告書、議会諸般報告書ならびに竜王町議会会議規則第119条の規定による議員派遣報告書を配付いたしましたので、よろしくお願いたします。なお、説明は省略いたしますので、ご了承願います。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第 1 会議録署名議員の指名

**○議長（寺島健一）** それでは、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第118条の規定により、3番 圖司重夫議員、4番 村田通男議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 2 会期の決定

○議長（寺島健一） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から9月28日までの22日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（寺島健一） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から9月28日までの22日間と決定いたしました。

なお、会期中の日程につきましては、お手元に配付いたしました日程表により会議を進めてまいりたいと思いますので、ご協力のほどをお願い申し上げます。

それでは、これより議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

- |       |       |                                         |
|-------|-------|-----------------------------------------|
| 日程第 3 | 議第51号 | 竜王町税条例の一部を改正する条例                        |
| 日程第 4 | 議第52号 | 竜王町国民健康保険税条例の一部を改正する条例                  |
| 日程第 5 | 議第53号 | 竜王町企業立地促進のための固定資産税の特例に関する条例             |
| 日程第 6 | 議第54号 | 平成22年度竜王町一般会計補正予算（第2号）                  |
| 日程第 7 | 議第55号 | 平成22年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）    |
| 日程第 8 | 議第56号 | 平成22年度竜王町老人保健医療事業特別会計補正予算（第1号）          |
| 日程第 9 | 議第57号 | 平成22年度竜王町下水道事業特別会計補正予算（第1号）             |
| 日程第10 | 議第58号 | 平成22年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第1号）              |
| 日程第11 | 議第59号 | 平成22年度竜王町水道事業会計補正予算（第1号）                |
| 日程第12 | 議第60号 | 平成21年度竜王町一般会計歳入歳出決算認定について               |
| 日程第13 | 議第61号 | 平成21年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について |
| 日程第14 | 議第62号 | 平成21年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）歳入歳出決算認定について |
| 日程第15 | 議第63号 | 平成21年度竜王町老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算認定について       |
| 日程第16 | 議第64号 | 平成21年度竜王町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について         |

- 日程第 17 議第 65 号 平成 21 年度竜王町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 18 議第 66 号 平成 21 年度竜王町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 19 議第 67 号 平成 21 年度竜王町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 20 議第 68 号 平成 21 年度竜王町水道事業会計決算認定について
- 日程第 21 議第 69 号 湖南水道広域圏に係る広域的水道整備計画の改定について
- 日程第 22 報第 3 号 平成 21 年度竜王町健全化判断比率について
- 日程第 23 報第 4 号 平成 21 年度竜王町資金不足比率について

○議長（寺島健一） 日程第 3 議第 51 号から日程第 21 議第 69 号までの 19 議案および日程第 22 報第 3 号、日程第 23 報第 4 号の報告についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。竹山町長。

○町長（竹山秀雄） ただいま一括上程いただきました議第 51 号から議第 69 号までの 19 議案および報第 3 号・報第 4 号の 2 報告につきまして、順を追って提案理由を申し上げます。まず、議第 51 号から議第 59 号までの 9 議案につきまして提案理由を申し上げます。

議第 51 号、竜王町税条例の一部を改正する条例につきましても、地方税法等の一部を改正する法律が平成 22 年法律第 4 号として平成 22 年 3 月 31 日に公布されたところですが、同法律のうち施行日が平成 22 年 4 月 1 日および平成 22 年 6 月 1 日となる内容につきましても、平成 22 年第 2 回定例会において専決処分の承認をいただいたところであり、今回はそれ以外の部分につきましても所要の改正を行うものでございます。

改正の主な内容につきましても、個人住民税の非課税限度額制度等に活用するため、年少扶養控除の廃止後も、現行と同様に市町村が扶養親族に関する事項を把握できるよう、給与所得者や公的年金等受給者について扶養情報にかかる情報収集の規定を定めるもの、たばこ税の税率引き上げに伴うもの、平成 24 年から実施される上場株式等に係る税率の 20%本則税率化にあわせて、小額の上場株式等に係る配当所得および譲渡所得等の非課税措置を導入するためのもの等でございます。

次に、議第 52 号、竜王町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につつま

しては、平成22年度税制改正により新たに制度化された非自発的失業者に対する国民健康保険税の軽減措置を行う場合の月割規定を追加するものでございます。

これは、地方税法の改正により非自発的失業者に対する国民健康保険税の軽減措置が行われることとなりましたが、地方税法には月割課税の原則がなく、制度上月割の必要がある場合は、竜王町国民健康保険税条例により月割を定める必要があることから、賦課期日前から竜王町国民健康保険に加入しており、賦課期日後に非自発的な事由により離職された場合に、国民健康保険税額の月割による減額を行えるようにするものでございます。

次に、議第53号、竜王町企業立地促進のための固定資産税の特例に関する条例につきましては、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成および活性化に関する法律および農村地域工業等導入促進法に定める目的の達成のために竜王町税条例に特例措置を設けることにより、産業集積の形成、活性化および雇用の拡大を図り、本町経済の活性化および町民生活の安定向上に寄与することを目的としております。

竜王町は、国の制度に沿って企業立地や工業導入の計画を策定し、企業誘致に取り組んでおりますが、長引く景気低迷の影響もあり、計画達成には至っておりません。このため、町の計画に沿った企業立地を行う事業者を対象に時限を設けた優遇措置を創設することにより、厳しい地域間競争に勝ち抜いて企業誘致を実現してまいりたいと考えております。

具体的には、特例措置の対象地区は、企業立地促進法による竜王インター周辺とダイハツ工業周辺の集積地区と、農工法による山面の工業等導入地区と規定しております。

対象となる事業者については、企業立地促進法の竜王基本計画と農工法の竜王山面地区農村地域工業等導入実施計画の対象事業を行った事業者としております。

特例措置の内容としては、対象事業の用に供する機械・装置、建物および土地等に対して3年度分の固定資産税を免除することと規定しております。

なお、重複適用を避けるため、この特例措置を受けた事業者は、竜王町産業振興条例による奨励措置を受けることはできないことといたしました。また、この条例には有効期間を設け、町の企業立地の計画期間と同じく平成26年3月31日までとしております。

次に、議第54号、平成22年度竜王町一般会計補正予算（第2号）につきましては、現在お認めをいただいております補正予算（第1号）までの歳入歳出予算額が48億4,100万円でございます。今回、総額に歳入歳出それぞれ5,300万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億9,400万円といたしたいものでございます。

今回の補正予算の主なものといたしましては、地方税電子申告国税連携対応業務委託料、グループホーム万葉の里での消防設備整備に伴います高齢者福祉施設等整備事業補助金、医療機関への日本脳炎予防接種委託料、認定農業者等への農地の面的集約を図るための農地流動化等推進対策補助金、近江の園芸特産振興対策事業補助金、経営体育成条件整備事業補助金、水田の有効活用と野菜の自給率向上を目的とした水田野菜生産拡大事業補助金、県単独土木建設事業負担金のそれぞれ増額、下水道事業会計での受益者負担金歳入によります一般会計からの繰出金の減額、竜王小学校、竜王西小学校および竜王中学校における管理運営費、竜王中学校コンピュータ室の漏水改修工事、現時点での決算見込みから不足する人件費のそれぞれ増額をお願いするものでございます。

次に、議第55号、平成22年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）につきましては、現在お認めをいただいております補正予算（第1号）までの歳入歳出予算額が9億4,930万円でございます。今回、総額に歳入歳出それぞれ4,550万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億9,480万円といたしたいものでございます。

補正予算の内容といたしましては、歳出では、医療費の増加に伴い、保険給付費の一般被保険者療養給付費が2,100万円、退職被保険者等療養給付費が850万円、高額療養費については一般被保険者高額療養費が1,200万円、退職被保険者等高額療養費が400万円のそれぞれ増額でございます。

歳入におきましては、歳出の財源となるものでございますが、国庫負担金の療養給付費等負担金が1,600万円、国庫補助金の財政調整交付金が400万円、療養給付費等交付金が440万円、県補助金の財政調整交付金が300万円、繰越金が1,810万円のそれぞれ増額でございます。

次に、議第56号、平成22年度竜王町老人保健医療事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、現在お認めをいただいております当初予算額が30万円でございます。今回、総額に歳入歳出それぞれ236万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ266万7,000円といたしたいもの

でございます。

補正予算の内容といたしましては、歳出では、過年度分の老人医療費給付費等の精算に伴い、社会保険診療報酬支払基金等へ返還するため、償還金236万7,000円の増額でございます。歳入におきましては、歳出の財源といたしまして、繰越金236万7,000円の増額でございます。

次に、議第57号、平成22年度竜王町下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、現在お認めをいただいております当初予算額が6億4,900万円でございます。今回、総額に歳入歳出それぞれ117万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億5,017万9,000円といたしたいものでございます。

補正予算の主な内容といたしましては、歳入では、松が丘地区、小口地先商業施設の公共下水道接続にかかる受益者分担金の増額でございます。また、これに伴い一般会計からの繰入金の減額をさせていただくものでございます。歳出につきましては、西横関地区管渠修繕費の増額、一般管理費の需用費等の増額でございます。

次に、議第58号、平成22年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、現在お認めをいただいております当初予算額が5億6,700万円でございます。今回、総額に歳入歳出それぞれ623万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億7,323万3,000円といたしたいものでございます。

補正予算の内容といたしましては、歳出では、平成21年度における第1号被保険者保険料還付金が30万6,000円、平成21年度介護給付費負担金等の精算による確定に伴い償還金が592万7,000円のそれぞれ増額でございます。歳入におきましては、平成21年度における介護給付費負担金等の精算による介護給付費交付金が47万9,000円、ならびに繰越金が575万4,000円の増額でございます。

次に、議第59号、平成22年度竜王町水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、平成22年度竜王町水道事業会計当初予算の第3条で定めました収益的支出の既決予定額は3億2,000万円でございます。今回、収益的支出の既決予定額から618万円を減額し、収益的支出の総額を3億1,382万円といたしたいものでございます。

補正予算の内容といたしましては、収益的支出の総係費について、人事異動に

伴います人件費を618万円減額するものであります。また、人件費補正に伴い、第7条で定めております議決を経なければ流用することができない経費の職員給与費を改正させていただくものでございます。

以上、議第51号から議第59号までの9議案につきまして提案理由を申し上げたところでございますが、議第54号につきましては、詳細について担当課長より説明させますので、よろしくご審議を賜り、ご承認いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（寺島健一） 松瀬総務課長。

○総務課長（松瀬徳之助） ただいま町長から、平成22年度竜王町一般会計補正予算（第2号）の内容について提案理由の説明があったわけでございますが、さらにその内容についてお手元配付の補正予算の概要により説明させていただきます。

補正予算の主な内容といたしましては、まず歳入予算では、国庫補助金として老人福祉施設の消防設備整備補助に伴います地域介護・福祉空間整備交付金が413万1,000円、農地利用集積事業補助金が100万円、近江の園芸特産振興対策事業補助金が333万3,000円、経営体育成条件整備事業補助金が726万7,000円、しがの水田野菜生産拡大事業補助金が150万円、学校安全推進指導員および別室登校対応指導員設置に係る緊急雇用創出特別推進事業補助金が104万6,000円、公用自動車損害共済金が112万4,000円、前年度繰越金が3,067万5,000円の増額などでございます。

次に歳出予算の主なものといたしましては、国の所得税確定申告データを町の住民税賦課システムに取り込むための地方税電子申告国税連携対応業務委託料が240万4,000円、消防法の改正によりグループホーム万葉の里においてもスプリンクラーの設置が法定義務となることから、これの整備に係る高齢者福祉施設等整備事業補助金が413万1,000円、ワクチンの安全性の観点から接種が差し控えられていた日本脳炎ワクチンが、安全性の確保に伴い積極的な接種に方針転換されたことによります医療機関への日本脳炎予防接種委託料が350万円、農地が農地利用集積円滑化団体を通じて認定農業者等への面的集約を効率よく図るための農地流動化等推進対策事業補助金が100万円、新たに施設野菜を栽培される方への施設整備に対する近江の園芸特産振興対策事業補助金が433万3,000円、認定農業者や集落営農組織が意欲ある地域農業の担い手となり、農業生産の持続性、食糧の安定供給を図るための施設整備にかかる経

営体育成条件整備事業補助金が726万7,000円、野菜の自給率向上と水田の有効活用を目的として、新たに6反以上の野菜を作付ける農業者への水田野菜生産拡大事業補助金が150万円、国道477号岡屋地先および彦根八日市甲西線山之上地先での交差点改良に伴う県単独土木建設事業負担金が214万円のそれぞれ増額、下水道事業特別会計での受益者負担金の歳入増によります一般会計からの繰出金が1,283万9,000円の減額、竜王小学校、竜王西小学校および竜王中学校における管理運営費がそれぞれ86万1,000円、93万2,000円、246万4,000円のそれぞれ増額、中学校施設整備事業としてコンピュータ室の漏水改修工事が288万8,000円、人事異動による会計間の調整および子ども手当制度の施行等によります人件費が2,327万9,000円のそれぞれ増額をお願いするものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、平成22年度竜王町一般会計補正予算（第2号）の内容説明といたします。よろしくご審議を賜り、ご承認をいただきますようお願いを申し上げます。

**○議長（寺島健一）** 竹山町長。

**○町長（竹山秀雄）** 続きまして、議第60号から議第68号までの9議案につきまして提案理由を申し上げます。

議第60号、平成21年度竜王町一般会計歳入歳出決算認定、議第61号 平成21年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定、議第62号、平成21年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）歳入歳出決算認定、議第63号、平成21年度竜王町老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算認定、議第64号、平成21年度竜王町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定、議第65号、平成21年度竜王町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定、議第66号、平成21年度竜王町介護保険特別会計歳入歳出決算認定および議第67号、平成21年度竜王町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の8議案につきましては、地方自治法第233条第2項の規定により、去る7月7日から7日間にわたり、町監査委員さんによる決算審査を終えていただきましたので、同法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定に付するものでございます。

次に、議第68号、平成21年度竜王町水道事業会計決算認定につきましては、去る6月4日に町監査委員さんの審査を終えまして、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき議会の認定に付するものでございます。

事業の概況、経営状況等につきましては、後ほどその詳細について担当課長か

ら説明させますが、平成21年度につきましても、常に経営の健全化と施設の効率的な維持管理に努めてきたところでありますが、収益的収支におきまして、収益が2億9,283万1,295円で、費用が2億7,889万9,375円となり、1,393万1,920円の純利益となったものでございます。

以上、議第60号から議第68号までの9議案につきまして提案理由を申し上げたところでございますが、詳細につきましては、会計管理者および担当課長から説明をさせますので、よろしくご審議を賜り、ご承認いただきますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

**○議長（寺島健一）** 布施会計管理者。

**○会計管理者（布施九藏）** ただいま町長から提案理由を申し上げました議第60号から議第67号までの8議案につきまして、提案説明をさせていただきます。

平成21年度の一般会計ならびに各特別会計のそれぞれの決算につきましては、地方自治法第233条第1項および地方自治法施行令第166条ならびに同法施行規則第16条および第16条の2の規定により調製をいたしましたもので、その決算概要につきまして、ご説明申し上げます。お手元に決算報告書をお届けいたしておりますので、これを中心にしてご説明申し上げたいと思います。よろしく願いいたします。

まず初めに、議第60号、平成21年度竜王町一般会計歳入歳出決算認定について、決算の概要をご説明申し上げます。決算報告書の1ページをご覧くださいと思います。

一般会計の決算額は、歳入総額が62億8,556万2,773円で、歳出総額が59億9,737万6,481円となり、歳入歳出差引額は2億8,818万6,292円であります。このうち、平成22年度に繰り越しました事業に要する財源2,814万7,000円を差し引きますと、実質収支額は2億6,003万9,292円の黒字となります。ここから平成20年度の実質収支額を差し引きますと、単年度収支額は3,382万6,491円の黒字となります。さらに、単年度収支額に財政調整基金への積立金2億182万4,962円と町債の繰上償還に要した費用2億2,241万6,825円を加え、財政調整基金からの取崩額2億7,100万円を差し引きいたしますと、実質単年度収支額は1億8,706万8,278円の黒字ということになります。

次に、決算報告書の1ページ後段から8ページと、123ページから128ページの円グラフ等により、決算収支の状況につきましてご説明申し上げます。

平成21年度の歳入の財源構成状況、歳出の目的別ならびに性質別構成状況を図示いたしますと、円グラフのようになります。

まず、歳入の財源構成状況でございますが、自主財源が72.7%、依存財源が27.3%となっております。前年度は、自主財源が80.9%、依存財源が19.1%でありましたので、全体に占める自主財源の割合は、前年度に引き続き依存財源を大きく上回っておりますが、前年度と比較いたしますと8.2ポイントの減となっております。本年度において自主財源比率が下がった要因は、自主財源の決算額が前年度に比べ1.4%の微増に留まりましたが、依存財源が国庫支出金と町債において大幅に増加し、対前年度比では60.9%の大幅な増となったことによるものです。

次に、自主財源・依存財源それぞれの項目を前年度と比較いたしますと、自主財源の総額は45億6,847万7,000円で、6,365万円の増、対前年度比では1.4%の微増となっております。自主財源の増加した主な項目は、繰入金が5億8,525万7,000円で、3億9,525万7,000円の増となっております。これは、町税の減収による財源確保や財政の健全化を図る観点から、町債の繰上償還を行うなどから、財政調整基金から2億7,100万円、減債基金から1億6,000万円、土地開発基金から1億5,000万円を取り崩したことなどによるものでございます。

次に、諸収入が2億4,574万1,000円で、9,050万4,000円の増となっておりますが、これは、中部ふるさと基金出資金9,000万円が東近江行政組合から返還されたものでございます。

一方、減少した主な項目は、町税が33億2,465万7,000円で、3億5,969万9,000円の減、繰越金が3億1,369万1,000円で、5,598万3,000円の減となっております。

ここで、町税の収入状況を見てみますと、個人町民税は7億1,100万2,000円で、昨年とほぼ同額で0.5%のわずかな減となりましたが、法人町民税は2億4,360万3,000円で、一昨年の秋以降の世界同時不況の影響によって3億3,201万円の減、対前年度比57.7%の大幅な減収となっております。本町においては1大手企業の影響が大きく、前年度においては37.2%の減収でありましたので、ここ2年間で6億7,000万円余りの大幅な減収となっております。

固定資産税は19億5,960万8,000円で、対前年度比では1.2%のわ

ずかな減となっております。

一方、依存財源の総額は17億1,708万6,000円で、6億5,019万7,000円の増、対前年度比では60.9%の大幅な増となっております。依存財源の増加した主な項目は、国庫支出金が6億5,523万1,000円で、3億9,720万6,000円の増となっております。これは、前年度からの繰越事業であります定額給付金事業やまちづくり交付金事業などの国庫補助金の増によるものでございます。

次に、町債が4億4,866万8,000円で、2億6,609万8,000円の増となっております。これは、まちづくり交付金事業や臨時財政対策債の増などによるものでございます。なお、減少した主な項目は、自動車取得税交付金が2,129万6,000円で、1,409万1,000円の減となっております。

次に、歳出の構成比を目的別に見てみますと、民生費が17.0%、公債費が15.6%、総務費が15.4%、土木費が14.0%、教育費が10.3%、農林水産業費が7.7%、諸支出金が6.5%、衛生費が5.7%、消防費が4.3%、商工費が2.2%、議会費が1.1%、労働費が0.2%となっております。前年度と比較いたしますと、歳出総額は59億9,737万6,000円で、7億3,935万1,000円の増、対前年度比では14.1%の大幅な増加となっております。

増加いたしました主な項目は、土木費が8億3,977万4,000円で3億5,724万8,000円の増、対前年度比では74.0%の大幅な増加となっております。これは、武道交流会館の建設や町道小口八重谷線・西通り線の歩道改良等の建設事業を、まちづくり交付金事業として3億5,363万4,000円で取り組んだものでありますが、前年度からの繰越事業分が含まれております。

次に、総務費が9億2,359万6,000円で2億2,360万5,000円の増、対前年度比では31.9%の大幅な増加となっております。これは、前年度から事業繰越された定額給付金の支給費2億354万7,000円、町税の過年度過納還付金6,309万6,000円によるものでございます。

次に、公債費が9億3,901万1,000円で2億773万7,000円の増、対前年度比で28.4%の大幅な増加となっております。これは、町財政の健全化を図る一環として町債の繰上償還を行ったもので、2億2,241万7,000円を執行いたしました。したがって、繰上償還にかかる費用を除いた場合の従来の償還ベースで見ると、1,468万円の減となります。なお、町債

の年度末残高は61億1,423万7,270円で、平成20年度末残高から3億6,550万6,887円減少いたしております。

そのほか、消防費が消防自動車の更新等により3,696万7,000円、16.8%の増、教育費が小中学校のコンピュータ整備等により3,462万7,000円、6.0%の増となっております。

一方、減少した主な項目は、農林水産業費が4億6,381万4,000円で6,398万1,000円の減、対前年度比では12.1%の大幅な減少となっております。これは、前年度において農村整備事業が完了を迎えたことから減となったものでございます。

次に、民生費が10億2,125万1,000円で3,712万9,000円の減、対前年度比では3.5%の減となっております。これは、介護予防拠点施設整備事業費などの減少によるものでございます。

そのほか、諸支出金が3億9,032万4,000円で2,592万1,000円の減、対前年度比では6.2%の減となっております。前年度に土地開発基金と地域福祉基金へ2億656万4,000円の繰り出しを行ったことによるものですが、本年度は、財政調整基金・減債基金・教育厚生施設等整備基金の主要3基金への積立では、1億7,909万3,000円の増となっております。

次に、決算報告書127ページの性質別の構成比で見ますと、補助費等が20.8%、人件費が16.0%、公債費が15.6%、物件費が13.2%、普通建設事業費が10.2%、繰出金が9.7%、扶助費が7.9%、積立金が6.4%、維持補修費が0.1%、貸付金が0.1%となっております。

性質別の状況を前年度と比較いたしますと、義務的経費は、構成比では前年度が40.7%でありましたが、本年度は39.5%に、1.2ポイントの減となっております。しかし、決算額で見ますと2億3,361万2,000円、10.9%の増となっております。これは、人件費においては941万9,000円のわずかな減ではありますが、構成比では2.4ポイントの減となっております。

また、扶助費では3,529万4,000円、8.0%の増となりましたが、構成比では0.5ポイントの減に、公債費は2億773万7,000円、28.4%の大幅な増により、構成比では1.7ポイントの増となっております。

投資的経費の構成比は10.2%で、すべて普通建設事業費であります。普通建設事業費の決算額は、6億1,267万4,000円で2億7,669万4,000円の増、対前年度比で82.4%の大幅な増加となっております。このことか

ら、構成比においても前年度に比べ3.8ポイントの増加となりました。

主な事業は、まちづくり交付金事業3億5,363万4,000円、介護予防拠点施設整備事業3,916万6,000円、小中学校コンピュータ整備事業3,550万7,000円、消防自動車整備事業3,481万2,000円などございまして、決算報告書2ページに列記をいたしておりますので、ご披見いただければと思います。

その他の経費におきましては、構成比が50.3%で、前年度に比べ2.5ポイント減少いたしました。構成比に変化があった主な項目は、補助費等が前年度19.3%でありましたが、本年度は20.8%に、1.5ポイント増加しております。補助費等の決算額は、12億4,567万3,000円で2億3,113万8,000円の増、対前年度比では22.8%の大幅な増加となっています。これは、前年度末に予算化され事業繰越をいたしました定額給付金の支給費2億354万7,000円や町税の過年度過納還付金6,309万6,000円によるものでございます。

次に、積立金が前年度4.0%でありましたが、本年度6.4%に、2.4ポイント増加しております。積立金の決算額は、3億8,345万9,000円で1億7,378万1,000円の増、対前年度比では82.9%の大幅な増加となっています。

今後の財政運営に対処するため、基金への積立は、運用利子の積立以外に、財政調整基金に2億円、減債基金に5,000万円、教育厚生施設等整備基金に1億3,000万円、それぞれ積立を行いました。

次に、繰出金は、前年度の14.6%から本年度9.7%に、4.9ポイント減少しております。繰出金の決算額は、5億7,954万9,000円で1億8,614万8,000円の減、対前年度比では24.3%の減となっています。減少した要因は、前年度に土地開発基金と地域福祉基金に繰替運用金をそれぞれの基金に繰り戻したもので、本年度は同様の繰り出しはございません。

そのほか、物件費においては、前年度の14.1%から本年度13.2%に、0.9ポイント減少しております。

なお、決算の具体的内容につきましては、歳入は、決算報告書の3ページから8ページに款別に順を追って記載しておりますので、説明を省略させていただきます。

歳出につきましては、決算報告書の9ページから122ページにわたり、各所

管別、予算科目順に事務事業の内容と事業の成果表をあわせて列記しておりますので、ご披見いただきますようお願いいたします。なお、説明は省略させていただきます。

また、決算書の179ページから182ページには公有財産の土地および建物の21年度中の増減ならびに年度末現在高を、また、183ページには出資金ならびに出損金の年度末状況を、さらに、184ページから187ページには30万円以上の重要物品を、188・189ページには基金の年度末現在高をそれぞれ記載しておりますので ご参照いただきたいと思います。

なお、土地開発基金および用品等調達基金のそれぞれの運用状況につきましては、別冊の調書をお届けいたしておりますので、あわせてご参照いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、平成21年度一般会計の決算概要を申し上げ、提案説明とさせていただきます。

次に、議第61号、平成21年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について、決算の概要をご説明申し上げます。

平成21年度の竜王町国民健康保険は、前年度に後期高齢者医療制度が創設されたことから、75歳以上の被保険者等の方々方が後期高齢者医療制度に移行され、国保の世帯数・被保険者数ともに大きく減少いたしました。本年度はわずかな異動により、横ばい状況にあります。なお、退職被保険者においては、制度改正により60歳から65歳までに年齢制限が変更されましたので、前年度の退職被保険者数は大幅に減少いたしました。本年度は一転して増加に転じました。このことから、歳入・歳出ともに決算総額が前年度を上回る結果となりました。決算報告書の129ページをご覧くださいと思います。

決算収支の状況は、歳入総額が10億2,976万5,940円、歳出総額が10億213万5,202円で、歳入歳出差引額は2,763万738円となりまして、実質収支額も同額となっております。ここから前年度の実質収支額を差し引きますと、単年度収支額は2,505万2,670円の赤字となり、財政調整基金を調整しますと、実質単年度収支額は2,499万8,265円の赤字となります。

歳入の主なものとしたしましては、決算書の195ページの国民健康保険税が2億7,512万1,889円、197ページの国庫支出金が、負担金・補助金を合わせまして2億4,096万6,527円、199ページの療養給付費等交付金が7,108万7,000円、199ページの前期高齢者交付金が1億7,160

万445円、201ページの共同事業交付金が1億2,357万3,289円でございます。なお、202ページの一般会計からの繰入金は4,113万6,310円でございます。

次に、歳出の主なものとしたしましては、208ページの保険給付費が6億4,335万6,141円、212ページの後期高齢者支援金等が1億1,929万3,455円でございます。

なお、国保の加入世帯数および被保険者数等につきましては、決算報告書の129ページに記載いたしておりますので、ご披見いただきたいと思います。また、決算書の222ページに財産に関する調書を添付いたしておりますので、あわせてご参照いただきたいと思います。以上、簡単ですが、国保事業勘定の決算の概要を申し上げ、提案説明とさせていただきます。

次に、議第62号、平成21年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）歳入歳出決算認定について、決算の概要をご説明申し上げます。決算報告書は138ページからでございます。

まず、医科診療所における決算収支でございますが、歳入総額が1億172万9,833円、歳出総額が9,257万651円で、歳入歳出差引額は915万9,182円となりまして、実質収支額も同額となっております。ここから前年度の実質収支額を差し引きますと、単年度収支額は266万9,411円の赤字となり、さらに財政調整基金を調整しますと、実質単年度収支額は、8万392円の黒字となります。

歳入の主なものとしたしましては、決算書の228ページ、診療収入の8,699万8,064円であります。歳出では、233ページの総務費4,532万3,792円でありまして、人件費ならびに施設の維持管理費でございます。

次に、235ページの医業費は4,153万6,418円で、医薬品や医療用消耗器材費、医療用機械器具費でございます。

なお、受診状況は決算報告書の139ページでございますが、年間受診件数は5,199件、年間外来者数は8,607人で、いずれも前年度を下回りましたが、年間外来収入は8,678万154円で、前年度に比べ5.6%の増となっております。以上が、簡単でございますが、医科の内容でございます。

次に、決算報告書の140ページでございますが、歯科診療所における決算収支につきましてご説明申し上げます。歳入総額が5,617万8,617円、歳出総額が5,103万8,818円で、歳入歳出差引額は513万9,799円とな

りまして、実質収支額も同額となっております。ここから前年度の実質収支額を差し引きますと、単年度収支額は127万8,120円の黒字となり、さらに財政調整基金を調整しますと、実質単年度収支額は40万5,288円の黒字となります。

歳入の主なものは、決算書の239ページ、診療収入の4,113万8,500円と、241ページの繰入金709万1,000円でございます。歳出では、244ページの総務費が3,932万1,898円で、人件費ならびに施設の維持管理費などでございます。また、247ページの医業費は1,169万4,752円となっております。

なお、受診状況は、決算報告書の141ページでございますが、年間受診件数は3,766件、年間外来者数は6,200人で、いずれも前年度と比べますと横ばい状況となっております。また、年間外来収入は4,038万1,300円で、前年度に比べ2.5%のわずかな増となっております。なお、決算書の251ページに財産に関する調書を添付いたしておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上、国保施設勘定、医科・歯科の決算の概要を申し上げ提案説明とさせていただきます。

次に、議第63号、平成21年度竜王町老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算認定について、決算の概要をご説明申し上げます。決算報告書は、144ページからでございます。

老人保健制度が廃止され、代わって後期高齢者医療制度が平成20年4月に創設されたことから、本年度の老人保健医療事業会計につきましては、過年度の過誤や返戻に伴う精算、第三者行為による収納、前年度の医療給付に伴う補助金の精算などがございます。

決算収支の状況でございますが、歳入総額が1,243万3,016円、歳出総額が989万316円で、歳入歳出差引額は254万2,700円となりまして、実質収支額も同額となっております。ここから前年度の実質収支額を差し引きますと、単年度収支額は708万188円の赤字となります。

歳入の主なものは、決算書の258ページ、繰越金が962万2,888円で、その他に諸収入が256万2,829円でございますが、これは、そのほとんどが過年度分にかかります第三者納付金であります。

次に、歳出でございますが、決算書は261ページでございます。そのほとん

どが償還金で、984万5,067円でございます。前年度の医療給付費等にかかる精算に伴い、社会保険診療報酬支払基金と国庫に返還をいたしました。なお、本会計は平成22年度をもって閉鎖されます。

以上、老人保健医療事業特別会計の決算の概要を申し上げ提案説明とさせていただきます。

次に、議第64号、平成21年度竜王町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について、決算の概要をご説明申し上げます。決算報告書は、147ページからでございます。

学校給食は、成長期における児童・生徒の健康増進を図るため、栄養のバランスのとれた食事を提供し、あわせて望ましい食習慣の形成を図る重要な食教育の実践の場と位置づけ取り組んでまいりました。

決算収支の状況でございますが、歳入総額が6,459万1,953円、歳出総額が6,398万2,443円で、歳入歳出差引額は60万9,510円となりまして、実質収支額も同額となっております。

歳入でございますが、決算書は266ページでございます。そのほとんどが給食費負担金でございます。決算額は6,193万1,082円で、歳入総額の95.9%となっております。なお、本年度は、国の地産地消・産直緊急推進事業により、新たな地元の農畜産物を導入した献立を行うなどにより、原材料費の一部の助成を受け、一般会計から250万8,000円の繰り入れをいたしております。

歳出につきましては268ページで、ほとんどが給食材料費で決算額が6,371万1,973円でございます。歳出総額の99.6%を占めております。その他は、パンの包装・加工の委託料などであります。

以上で、簡単でございますが、学校給食事業特別会計の決算の概要を申し上げ、提案説明とさせていただきます。

次に、議第65号、平成21年度竜王町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、決算の概要をご説明申し上げます。決算報告書は、150ページからでございます。

本年度の下水道事業は、平成元年度に供用された殿村・山中地区の農村下水道が、現在240戸において使用されており、この維持管理をはじめ、平成3年12月から供用開始されました公共下水道は、現在では町内のほとんどの地域で使用されており、本年度末現在では2,632戸に及んでおりますが、まだまだ全

町域の完了には至っておりません。引き続き下水道整備と接続使用への普及促進に努めているところでございます。

決算収支の状況でございますが、歳入総額が7億8,588万1,528円、歳出総額が7億6,180万3,814円で、歳入歳出差引額は2,407万7,714円となります。翌年度へ繰り越しました事業に要する財源につきましては、決算書の286ページに記載いたしておりますが、繰越財源が1,170万円でございますので、実質収支額は1,237万7,714円になるものでございます。

次に、歳入の主なものにつきましてご説明申し上げます。決算書は274ページからでございます。使用料及び手数料の決算額は1億4,649万3,842円となっております。また、275ページの国庫支出金は6,080万円で、特定環境保全公共下水道事業の国庫補助金であります。

次に、276ページの繰入金は、一般会計からの繰り入れで2億9,925万9,000円であります。さらに、278ページの町債は、2億1,440万円となっております。前年度には下水道高資本費対策にかかる借換債がございましたが、本年度はございません。

次に、歳出の主なものといしましては、279ページでございますが、農業集落排水事業費の決算額が1,033万2,971円で、殿村と山中のそれぞれの処理施設にかかります維持・管理経費であります。

次に、280ページの公共下水道事業費の決算額は2億8,412万8,310円でございます。そのうち管渠築造費が1億7,591万8,972円でございます。岡屋と薬師地先の幹線等の整備や希望が丘団地の面整備を実施いたしました。なお、この決算額には、平成20年度からの繰越事業7,176万9,994円が含まれております。

次に、284ページの公債費の決算額は4億6,734万2,533円でございます。このうち償還元金は3億552万6,220円でございます。

本年度の町債発行額2億1,440万円を調整いたしますと、年度末残高は5億2,687万5,648円で、平成20年度末から9,112万円余り減少しております。なお、決算書の287ページに財産に関する調書を添付いたしておりますので、後ほどご参照をいただきたいと思います。

以上、下水道事業特別会計の決算の概要を申し上げ、提案説明とさせていただきます。

次に、議第66号、平成21年度竜王町介護保険特別会計歳入歳出決算認定に

ついて、決算の概要をご説明申し上げます。決算報告書は、154ページからでございます。

平成12年度に導入されました介護保険制度は、本年度で早10年が経過いたしました。本年度末の第1号被保険者数は2,441人で、要介護・要支援認定者数は377人でございますが、ちなみに10年前と比較いたしますと、第1号被保険者数では319人、15.0%の増に対し、要介護・要支援認定者数では181人、92.3%の大幅な増加となっております。高齢者の自立を社会全体で支える仕組みとして着実に浸透・定着してまいりました。

また、その一方で、高齢者の自立支援・尊厳保持を基本とする介護保険制度の持続可能性を確保する平成17年度の法改正を契機に、予防重視型システムへの転換による介護予防の推進と地域密着型サービスの導入、さらに地域包括ケアの充実に努めてまいりました。

決算収支の状況でございますが、歳入決算額が5億6,591万7,838円、歳出決算額が5億3,529万6,192円で、歳入歳出差引額は3,062万1,646円となりまして、実質収支額も同額となっております。

歳入の主なものといたしましては、決算書の293ページ、介護保険料が9,981万460円、294ページの国庫支出金が1億2,555万2,145円、295ページの支払基金交付金が1億5,283万7,000円、296ページの県支出金が7,643万2,072円、298ページの一般会計からの繰入金が8,313万8,608円でございます。

歳出の主なものといたしましては、304ページの保険給付費が5億128万3,498円ございまして、歳出総額の93.6%を占めております。

また、311ページの地域支援事業費は、2,043万6,600円でございます。この事業は、地域包括支援センターを設置し、要介護状態にならないように、また、なったとしても地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するための事業に要した費用でございます。

さらに、316ページの諸支出金の償還金511万3,140円につきましては、過年度分の介護給付費等に係る精算によるもので、国・県・支払基金にそれぞれ返還いたしましたものでございます。

詳細につきましては、決算報告書の154ページから157ページに一般状況を、157ページ以降に経理状況をそれぞれ記載させていただいております。また、決算書の319ページに財産に関する調書を添付いたしておりますので、ご

参照いただきたいと思います。

以上、介護保険特別会計の決算の概要を申し上げ、提案説明とさせていただきます。

次に、議第67号、平成21年度竜王町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、決算の概要をご説明申し上げます。決算報告書は、170ページからでございます。

平成20年4月から後期高齢者医療制度がスタートし、初年度から制度改正が行われるなど、課題もありましたが、平成21年度は制度の周知も一定の成果を見たことにより、円滑な制度運営を行うことができました。保険給付や保険料額の決定などは、滋賀県後期高齢者医療広域連合が担っており、町の主な役割としては、被保険者からの保険料徴収であります。このことから、本制度の円滑な運営を図るとともに、後期高齢者保険料等に関する経理を明確にするため、本会計が設置されたところであります。

決算収支の状況でございますが、歳入総額が6,879万634円、歳出総額が6,854万896円で、歳入歳出差引額は24万9,738円となりまして、実質収支額も同額となっております。

歳入の主なものは、決算書の323ページ、後期高齢者保険料が4,792万2,081円、324ページの一般会計からの繰入金は1,873万4,200円で、そのうち1,690万6,123円は保険基盤安定にかかる繰入金でございます。

次に、歳出でございますが、決算書は327ページでございます。総務費が182万8,077円で、後期高齢者医療制度の電算システムの保守や保険料徴収事務費でございます。また、328ページの後期高齢者医療広域連合納付金6,658万6,869円は、被保険者から納付された保険料等を滋賀県後期高齢者医療広域連合に納付しているものでございます。

以上、後期高齢者医療特別会計の決算の概要を申し上げ、提案説明とさせていただきます。

以上をもちまして、議第60号から議第67号までの8議案につきまして、提案説明を終わらせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（寺島健一）** この際申し上げます。ここで、午後2時45分まで暫時休憩いたします。

休憩 午後2時30分

再開 午後2時45分

○議長（寺島健一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

村井建設水道課長。

○建設水道課長（村井耕一） ただいま町長から提案理由を申し上げました議第68号、平成21年度竜王町水道事業会計の決算内容について、説明を申し上げます。

最初に、平成21年度の事業の概要につきまして申し上げます。水道事業につきましては、常に経営の健全化と施設の効率的な維持管理に努め事業の運営を行ってまいりました。本年度の給水人口は1万2,524人で、前年度と比較して159人の減少となっています。また、年間総配水量は169万3,344<sup>m</sup>³であり、前年度より6,604<sup>m</sup>³の減少となりました。そのうち、県水受水量は165万2,543<sup>m</sup>³でありまして、総配水量の97.6%を占めております。年間有収水量につきましては147万8,360<sup>m</sup>³であり、前年度より4,110<sup>m</sup>³の減少でありました。

減少の原因といたしましては、不況によります営業用および工業用使用量の伸び悩み、新規布設や下水道工事に伴う布設替え工事に係るものや、家庭内における節水意識の向上等によるものではないかと思われまます。

経営状況につきましては、収益的収支の収益の総額は2億9,283万1,295円で、前年度と比較しますと181万7,130円の増加となりました。しかし、この収入の中には町からの補助金1,580万円が含まれております。一方、費用の総額は2億7,889万9,375円で、前年度と比較しますと1,201万7,318円の増加となりました。費用の増加につきましては、受水費・人件費などの増加によるものでございます。

以上のことから、収益、費用、差引決算額といたしましては1,393万1,920円の純利益となったものでございます。今後も引き続き水道事業の運営につきましては、さらに経費の節減等に努めながら事業の推進を図ってまいりたいと考えております。

それでは、決算書に基づきまして、決算の内容をご説明いたします。まず、1ページの平成21年度竜王町水道事業決算報告書をご覧ください。

第3条予算の収益的収支の収入でございますが、水道事業収益といたしましては、営業収益と営業外収益を合わせまして決算額が3億1,567万6,202円で、そのうち仮受消費税は1,373万1,137円でございます。支出におきましては、水道事業費といたしましては、営業費用と営業外費用を合わせまして決

算額が2億8,865万9,963円で、そのうち仮払消費税は976万588円でございます。

次に、第4条予算の資本的収支の収入でございますが、資本的収入といたしましては、企業債と他会計負担金を合わせまして決算額が3億8,070万2,700円で、そのうち仮受消費税は361万2,471円でございます。

支出におきましては、資本的支出といたしましては、建設改良費と企業債償還金を合わせまして決算額が4億865万3,013円で、そのうち仮払消費税は1,846万1,835円でございます。したがって、差引、資本的収入額が資本的支出額に不足する額2,795万313円は、当年度損益勘定留保資金で補てんいたしました。

次に、3ページの損益計算書をご覧ください。営業収益といたしましては、給水収益とその他営業収益を合わせまして2億7,141万111円、営業費用といたしましては、原水及び浄水費・配水及び給水費・総係費・減価償却費・資産減耗費およびその他営業費用を合わせまして2億7,202万2,081円で、その結果、営業損失が61万1,970円でございます。

営業外収益といたしましては、受取利息及び配当金・補助金・加入金および雑収益を合わせまして2,142万1,184円、営業外費用といたしましては、支払利息及び企業債取扱諸費の企業債利息と雑支出を合わせまして687万7,294円で、営業外収支は1,454万3,890円の黒字、したがって、経常利益は1,393万1,920円となりました。

特別利益・損失はございませんので、当年度純利益は同じく1,393万1,920円、前年度繰越利益剰余金は2,447万1,822円でございます。当年度未処分利益剰余金は3,840万3,742円となるものでございます。

次に、7ページの剰余金処分計算書(案)をご覧ください。これは、地方公営企業法第32条第1項で、利益が出た場合は、利益の20分の1以上を減債積立金に積み立てる必要がございます。また、任意積立金にも積み立てができるとなっていることから、積み立てるものでございます。

当年度未処分利益剰余金といたしましては、3ページから4ページでご説明申し上げましたとおり3,840万3,742円で、利益剰余金処分額といたしましては、減債積立金に2,000万円を積み立て、建設改良積立金に1,000万円を積み立てたくご提案申し上げるものでございます。積み立てたといたしますと、翌年度繰越利益剰余金は840万3,742円になります。

次に、貸借対照表をご覧ください。まず、資産の部です。固定資産といたしましては、有形固定資産は、土地・建物・構築物などを合わせまして23億3,575万5,971円で、無形固定資産は、施設利用権のみで1,008万9,619円、投資はございませんので、固定資産合計として23億4,584万5,590円となるものでございます。

次に、9ページの流動資産といたしましては、現金預金・未収金および貯蔵品を合わせまして4億5,980万1,601円でございます。したがって、資産合計は28億564万7,191円となるものでございます。

次に、負債の部です。固定負債といたしましては、修繕引当金のみでございます。1,186万円、流動負債といたしましては、未払金と前受金を合わせまして2億8,051万6,668円でございます。したがって、負債合計は2億9,237万6,668円となるものでございます。

次に、資本の部です。資本金といたしましては、自己資本金は、繰入資本金と組入資本金を合わせまして4億2,836万9,945円、借入資本金は、企業債のみで5億4,280万9,827円でございます。したがって、資本金合計は9億7,117万9,772円となるものでございます。

次に、剰余金といたしましては、資本剰余金は、受贈財産評価額・工事負担金および工事補助金を合わせまして13億9,213万4,204円、利益剰余金は、減債積立金・建設改良積立金および当年度未処分利益剰余金を合わせまして1億4,995万6,547円でございます。したがって、剰余金合計は15億4,209万751円となりまして、資本合計は25億1,327万523円、負債資本合計は28億564万7,191円となるものでございます。

なお、11ページから付属書類といたしまして、これらの細部資料を添付いたしておりますので、ご覧いただきたいと存じます。

以上、平成21年度水道事業会計決算につきましての内容説明とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

**○議長（寺島健一）** それでは、ここで決算審査報告をお願いいたします。小林代表監査委員。

**○代表監査委員（小林徳男）** それでは、決算審査の結果についてご報告を申し上げます。まず、本日の議事日程から言いますと、議第60号、竜王町一般会計歳入歳出決算から議第67号、竜王町後期高齢者医療特別会計までの決算審査の結果についてを、まずご報告を申し上げます。

これにつきましては、去る8月26日付をもちまして町長宛てに、『平成21年度竜王町歳入歳出決算並びに竜王町土地開発基金等運用状況審査意見書の提出について』と、こういうことをご報告を申し上げております。この控えが皆様のお手元にあるかと存じますが、これに基づきましてご報告を申し上げたいと思います。

まず最初に、第1点目といたしまして、審査の概要でございます。

最初に、審査の対象でございますが、平成21年度竜王町一般会計歳入歳出決算および関係書類、これをはじめといたしまして都合22項目について審査を実施いたしました。

次に、審査の期日でございますが、一般会計につきましては、7月7日をはじめといたしまして都合7日間、特別会計につきましては、7月8日をはじめといたしまして都合4日間、実施をいたしたところでございます。

3番目に、審査の方法でございますが、町長より審査に付されました平成21年度各会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書および財産に関する調書につきまして、関係職員の説明を聴取しながら、計数の正確性および収入支出の事務が法令に基づいて適正に処理されているかを確認するとともに、関係諸帳簿および証拠書類と照合精査を行い、また、予算執行状況の適否についても慎重に審査いたしたところでございます。

大きな2点目として、審査の結果について申し上げます。

まず最初に、決算の概要でございますが、一般会計についてまず申し上げます。

財政状況でございますが、平成21年度の一般会計の決算状況は、第1表のとおりでございます。歳入決算額は62億8,556万3,000円、歳出決算額は59億9,737万6,000円となりまして、歳入歳出差引額は2億8,818万6,000円となりました。これを前年度比較で見ますと、歳入は7億1,384万7,000円、率にいたしまして12.8%の増加となり、歳出につきましても7億3,935万2,000円、同じく率にいたしまして14.1%の増加となりまして、歳入歳出とも大幅に増加した結果となっております。

歳入についての前年度比較では、国庫支出金・繰入金・町債・諸収入等が増加しましたが、一方では町税が大幅に減少し、そのほかには自動車取得税交付金・繰越金等が減少いたしております。

また、歳入歳出差引額から翌年度に繰り越すべき財源2,814万7,000円を差し引きいたしました実質収支額におきましては、2億6,003万9,000

円の黒字となっております。

一方、前年度の実質収支額2億2,621万3,000円を差し引きしました単年度収支額におきましては、3,382万6,000円の黒字となっております、これに積立金・積立金取崩額ならびに繰上償還金を調整いたしました実質単年度収支額におきましては、1億8,706万8,000円の黒字決算となりました。

次に、歳入に占めます自主財源について見ますと、自主財源額は45億6,847万7,000円、構成比にいたしまして72.7%となりました。これは、前年度比較で金額では6,365万円の増加となっておりますが、構成比では8.2ポイント減少した結果となっております。

自主財源のうち町税収入につきましては33億2,465万7,000円となっております、歳入全体に占める割合は52.9%となりましたが、これは、前年度に比較いたしまして3億5,969万9,000円と大幅に減少いたしております。また、構成比についても13.2ポイント減少いたしております。

町税減少の内訳を見ても、軽自動車税がわずかに増加しましたものの、町民税・固定資産税・町たばこ税が減少しております。中でも、町民税のうち法人町民税が特定企業の利益の減少に伴う法人税割の減少もありまして大幅に落ち込んだことが、当町の税収全体が大きく減少した要因となりました。

一方、国県支出金等の依存財源につきましては、17億1,708万6,000円、構成比にいたしまして27.3%となりまして、前年度に比較いたしまして6億5,019万7,000円の大幅な増加となっております。中でも、国庫支出金と町債が大きく増加いたしております。

次に、歳出について見ても、予算現額62億2,423万6,000円に対しまして、決算額は59億9,737万6,000円となりまして、予算現額と支出済額とでは2億2,686万円の乖離となっておりますが、このうち翌年度への繰越額は9,494万2,000円となっております。また、支出済額の前年度比較では7億3,935万1,000円、率にいたしまして14.1%の増加となっております。

一方、歳出の予算現額に対する不用額は、金額で1億3,191万8,000円、率にいたしまして2.1%となっております。

款別の歳出状況では、民生費が金額・構成比とも最も多く、次いで公債費、総務費、土木費の順となっております。これを前年度比較で項目別に見ました場合、予備費を除きまして13項目中、増加は8項目、減少は5項目であります。

項目別には、総務費・土木費・公債費等が増加しており、民生費・農林水産業費・諸支出金等が減少いたしております。

この中で主な増減項目を見てみますと、まず総務費でございますが、決算額は9億2,359万6,000円となりまして、前年度比較で2億2,360万5,000円の増加となりました。主な増加要因は、定額給付金の支給費用で2億354万7,000円、町税の過年度還付金で6,309万6,000円等の支出によるものであります。総務費の歳出総額に占めます割合は、15.4%でありました。

次に農林水産業費でございますが、決算額は4億6,381万4,000円となりまして、前年度比較で6,398万1,000円の減少となりました。主な減少要因は、それぞれ前年度に実施されていまして農村運動広場の照明改修費用611万2,000円、農村総合整備事業費用5,725万2,000円が、事業の完了に伴い減少したことによるものでございます。農林水産業費の歳出総額に占める割合は、7.7%でありました。

次に土木費でございますが、決算額は8億3,977万4,000円となりまして、前年度比較で3億5,724万8,000円の増加となっております。主な増加要因は、武道交流会館の建設関係費用で2億1,914万9,000円、町道歩道拡幅工事等道路工事関係費用で1億2,599万8,000円が主なものでございます。土木費の歳出総額に占めます割合は、14.0%でございました。

続きまして、公債費でございます。決算額は9億3,901万1,000円となりまして、前年度比較で2億773万7,000円の増加となりました。主な増加要因は、地方債の繰上償還に伴います支出金2億2,241万7,000円の増加によるものであります。公債費の歳出総額に占めます割合は、15.6%でございました。以上が、主な款別の増減内容でございます。

次に、性質別の歳出状況を見てみますと、第7表のとおりでございますが、義務的経費につきましては、繰上償還の実施によります公債費の増加がありましたこと等から増加いたしております。投資的経費につきましても、武道交流会館の建設、町道改良事業等の発生により大幅に増加いたしております。また、その他経費につきましては、定額給付金・町税過年度還付金等が発生しましたことにより増加いたしました。各経費とも節減に向けて努力されているあとは見受けられましたが、今後とも経費節減と効率的な財政運営に一層努力されることを期待いたします。以上が、財政状況の概要でございます。

続きまして、財政構造について申し上げます。まず、健全な財政運営の要件と言いますのは、収支の均衡を保ちながら経済変動や町民要望に対応し得る弾力性を持ったものでなければなりません。当町の普通会計における財政力の動向、財政構造の弾力性を判断する主な財務比率の推移は以下のとおりでございます。

まず最初に、財政力指数でございますが、財政力を判断する指数として用いられておりまして、この指数が高いほど財源に余裕があるとされており、この数値が単年度で1を超えてきますと普通交付税の不交付団体になります。当町の財政力指数は、平成21年度で見ますと単年度の指数が1.142となっております。この結果、当年度も普通交付税の不交付団体となっております。

続きまして、経常収支比率でございます。財政構造の弾力性を判断する指標として用いられておりまして、通常75%程度に収まるのが妥当と考えられております。この数値が高いほど財政が硬直化していると言えます。平成21年度につきましては、経常的一般財源となります町税が法人町民税を中心にしまして大幅に減少しましたことから、比率が上昇した結果となっております。

次に、公債費比率を申し上げます。財政構造の健全性を保っていきますためには、通常この比率が低いことが望ましいとされております。実質公債費比率・起債許可制限比率につきましては、過去3カ年の平均数値を公表比率としておりますが、近年の公債費負担額の増加に伴い単年度比率が上昇してきていること、また、平成21年度については比率算出のもとになります町税収入が大幅に減少したことにより比率が上昇いたしております。これ以上の比率上昇を防ぐためにも、今後の財政運営については十分に留意して取り組みをされることが必要であると判断いたします。以上が、各種比率の概要でございます。

次に、町債の残高ならびに償還状況について申し上げます。当町の町債の残高は、一般会計・特別会計の合計で116億4,638万4,000円となりまして、前年度と比較いたしまして4億5,815万3,000円減少いたしております。

会計別の増減内訳は、一般会計で3億6,550万7,000円、下水道事業特別会計で9,112万6,000円、国民健康保険事業特別会計で152万円、それぞれ減少いたしております。

平成21年度中の起債額および償還額につきましては、一般会計では起債額が4億4,866万8,000円、償還額は8億1,417万5,000円（このうち繰上償還分2億1,840万2,000円）となっております。特別会計におきましては、起債額は2億1,440万円、償還額は3億704万6,000円となっ

ております。

一般会計における年度中の起債の内訳は、臨時財政対策債で2億5,086万8,000円、道路等整備事業債で1,800万円、道路新設改良事業債で5,450万円、社会体育施設建築事業債で8,290万円、消防防災設備事業債で3,530万円、その他710万円となっております。また、特別会計における起債は、公共下水道事業債で1億5,010万円、琵琶湖流域下水道事業債で6,430万円であります。

なお、当年度の償還につきましては、計画のとおり順調に償還されていることを認めました。

次に、町税の収入未済額および不納欠損状況について申し上げます。平成21年度末の町税の収入未済額は、合計で1億1,863万6,000円となっております。これは、前年度と比較いたしまして2,109万7,000円と大幅に増加していますが、この増加額を項目別に見ますと、個人町民税で989万5,000円、固定資産税で1,146万9,000円それぞれ増加しており、この2項目の増加が町税収入未済額の増加となっております。

増加しました理由について担当課に質問しましたが、個人町民税については明確な回答が得られず、担当課として把握できていないと感じました。また、固定資産税につきましては、特定企業の滞納発生によるものであるとのことあります。

収入未済額につきましては、日ごろから担当課を中心に減少に向けて努力されているところではありますが、滞納の理由について十分に調査を行っていただき、減少に向けて実効ある対策を早急に実施されることが必要であると判断いたします。特に当年度の場合、上記2項目の増加が著しく、その理由について十分な調査を行うことが必要であると考えます。その中で、個人町民税につきましては1,000万円近い収入未済額が増加しているにもかかわらず、理由が把握できていないことにつきましては、収入未済額に対する認識が欠落していると判断せざるを得ない、非常に残念な結果となっております。

なお、平成21年度の不納欠損処分額は、延べ72名、金額で347万5,000円となっております。処理につきましては、税法の規定に基づき各々適正に処理されていることを認めました。以上までが一般会計でございます。

次に、特別会計について申し上げます。

平成21年度特別会計の決算状況は、第14表のとおりでございます。歳入決

算額は、7会計合計で26億8,528万9,000円となりましたが、これは前年度に比較いたしまして3億1,405万2,000円、率にいたしまして10.5%の減少となりました。歳出決算額は25億8,525万8,000円で、前年度と比較いたしまして2億6,218万2,000円、率にいたしまして9.2%の減少となり、歳入・歳出とも前年度に引き続き大幅に減少いたしております。

この要因は、老人保健医療事業特別会計が制度の廃止に伴いまして残務清算期間中のため、前年度に比較して減少しましたこと、および下水道事業特別会計で工事が減少したことによるものでございます。

次に、個別の会計ごとに申し上げます。

まず最初に、国民健康保険事業特別会計（事業勘定）でございますが、決算額は、歳入総額で10億2,976万6,000円、歳出総額で10億213万5,000円となりまして、歳入歳出差引額2,763万1,000円を翌年度に繰り越した決算となりました。これを前年度比較で見ますと、歳入・歳出とも増加いたしております。増加しました主な項目は、歳入では国民健康保険税・国庫支出金等でありまして、歳出では保険給付費・共同事業拠出金等が増加いたしております。

また、平成21年度末の保険税収入未済額は5,177万5,000円となっており、前年度比較いたしまして243万1,000円増加いたしております。

なお、平成21年度の不納欠損処分額は45名、金額で146万9,000円となっております。処理につきましては、規定に基づき各々適正に処理されていることを認めました。

次に、国民健康保険事業特別会計（施設勘定）でございます。医科の決算額は、歳入総額1億173万円、歳出総額9,257万1,000円となりまして、歳入歳出差引額915万9,000円を翌年度に繰り越した決算内容となりました。

歯科の決算額は、歳入総額5,617万9,000円、歳出総額5,103万9,000円となりまして、歳入歳出差引額514万円を翌年度に繰り越した決算内容となっております。

医科は前年度比較で歳入・歳出とも増加いたしておりますが、歯科は同じく前年度比較で歳入・歳出とも減少いたしております。

次に、3番目に老人保健医療事業特別会計でございますが、決算額は、歳入総額1,243万3,000円、歳出総額989万円となりまして、歳入歳出差引額254万3,000円を翌年度に繰り越した決算となりました。歳入・歳出い

れも前年度比較で大きく減少いたしておりますが、老人保健医療事業制度が廃止されたことに伴い、現在は清算期間中としての動きのみでございまして、これも平成22年度でもって終了する予定となっております。

次に、学校給食事業特別会計でございまして、決算額は、歳入総額6,459万2,000円、歳出総額6,398万2,000円となりまして、歳入歳出差引額は61万円となっております。歳入・歳出額とも前年度比較において増加いたしております。

次に、下水道事業特別会計でございまして、決算額は、歳入総額7億8,588万2,000円、歳出総額7億6,180万4,000円となりまして、歳入歳出差引額2,407万8,000円を翌年度に繰り越しております。前年度に比較いたしまして歳入・歳出額とも大幅に減少しておりますが、管渠工事が減少したことに伴い決算規模も減少したものでございます。

平成21年度末におけます使用料の収入未済額は867万4,000円となっております。前年度末と比較いたしますと110万8,000円増加いたしております。また、分担金につきましても149万3,000円の収入未済額となっております。これも前年度比較で5万2,000円増加いたしております。

一方、平成21年度末におけます町債の発行残高は55億2,687万6,000円となっております。前年度末と比較いたしますと9,112万6,000円減少しております。前年度に引き続いて減少した結果となりました。なお、平成21年度末におけます当町の下水道普及率は、農業集落排水事業を含めて87.2%となっております。前年度末と比較いたしまして0.9ポイントの増加となっております。また、滋賀県全体の93.3%と比較いたしますと、6.1ポイント低い結果となっております。

次に、介護保険特別会計でございまして、決算額は、歳入総額5億6,591万8,000円、歳出総額5億3,529万6,000円となりまして、歳入歳出差引額3,062万2,000円を翌年度に繰り越したしております。

本制度は発足後10年を経過いたしまして、それなりの財政規模となってきておりますが、一方で収入未済額も増加しております。当年度は不納欠損処分も発生いたしております。担当課におきまして、滞納者への十分な管理と対策の実施が従来以上に必要と判断いたします。

不納欠損処分数額は17名、金額で25万4,000円となっております。処理につきましましては、規定に基づき各々適正に処理されていることを認めました。

特別会計の最後の後期高齢者医療特別会計でございますが、老人保健医療事業制度の廃止に伴いまして、平成20年度に新設された制度でございます。決算額は、歳入総額6,879万1,000円、歳出総額6,854万1,000円となりまして、歳入歳出差引額25万円を翌年度に繰り越した決算内容となっております。以上が各特別会計の概要でございます。

次に、基金の残高について申し上げます。平成21年度末の基金残高（現金）は、第19表のとおりとなっております。残高につきましては、17億3,728万9,000円となりまして、前年度末に比較いたしまして1億9,805万8,000円減少いたしております。

増減の内訳を基金別に見ますと、教育厚生施設等整備基金で1億3,085万円、国民健康保険事業施設勘定（医科）の財政調整基金で275万円、それぞれ増加しておりますのが、増加した基金の主なものでございます。

一方で、減少いたしました基金は、財政調整基金が6,917万5,000円、減債基金が1億945万8,000円、また、土地開発基金が1億4,937万8,000円、それぞれ減少しておりますのが主なものでございます。

減少いたしました理由につきましては、財政調整基金は税収の減少による財源不足を補うために、減債基金につきましては町債の繰上償還に充当するために、また、土地開発基金につきましては基金に保有しておりました現金のうち1億5,000万円につきまして一般会計へ繰り出しをしたため、それぞれ減少したものでございます。いずれの基金につきましても、当町の重要な財産として確実な運用がなされていることを認めました。

次に、一時借入金の状況について申し上げます。平成21年度中の一時借入金の状況は、第20表のとおりとなっております。

当年度の一時借入金の限度額は17億4,000万円（うち一般会計で10億円）となっておりますが、借入につきましてはすべて一般会計におけます資金として借り入れしたものでございまして、上記限度内における借入となっております。

また、当年度の一時借入の特徴といたしまして、基金に保有しております現金を繰替運用の制度を活用して調達したことでございます。これによりまして、市場の金融機関よりも低利にて調達できたメリットがありました。

なお、平成21年度中における一時借入金の支払利息は、合計で31万5,977円となっております。

続きまして、土地開発基金の運用状況について申し上げます。平成21年度末の土地開発基金の運用状況は、第21表のとおりとなっております。

残高は1億289万3,495円となっております。前年度末と比較いたしまして1億4,937万7,984円減少いたしておりますが、内訳は、保有現金のうち1億5,000万円を一般会計へ繰り出したことによる減少でございます。

平成21年度末におけます土地の現在高は1万628.15㎡となっております。年度中における増減はございませんでした。

土地現在高の内訳は、診療所用地が1,270㎡、篠原駅周辺整備用地が1,417.15㎡、その他7,941㎡となっております。

また、土地開発基金に属します現金の現在高は、平成21年度末で6,467万5,261円となっております。前年度末と比較いたしまして1億4,937万7,984円と大幅に減少いたしておりますが、その原因は、前述いたしましたように、基金に属する現金のうち1億5,000万円を一般会計へ繰り出したことにより減少したものでございます。残額の保有現金につきましては、確実に運用されていることを認めました。

最後に、審査の意見を申し上げます。以上が、平成21年度の歳入歳出決算ならびに竜王町土地開発基金等の運用状況についての決算概要でございます。

一般会計につきましては、町税収入が大きく落ち込んだ中で、歳入・歳出とも前年度比較で大幅に増加しておりますが、これは、従来から計画されていまして「まちづくり交付金事業」が実施段階に入ってきたことや、定額給付金事業が実施されたこと、および公債費比率を低下させることを目的に町債の繰上償還を実施したこと等が財政規模の増加した要因でございます。

歳入・歳出別の増減内訳を見ますと、歳入面では、国庫支出金・繰入金・町債・諸収入等が増加いたしましたが、町税・自動車取得税交付金・繰越金等が減少いたしております。歳出面では、総務費・土木費・公債費等が増加し、民生費・農林水産業費・諸支出金等が減少いたしております。

このような状況の中で、決算内容につきましては、需用費・扶助費等において減額補正すべきものができておらず不用額の発生に結びついているものが見られた、還付未済額が前年度と比較して増加している項目が見られた等の事例が見られましたが、これらを除きましては、ほぼ適正に運営されているものと見受けました。

審査にあたりまして、関係諸帳簿との照合、計数の確認ならびに各会計の予算執行状況について慎重に審査を行いました。その結果、特に指摘すべき事項は見当たりませんでした。また、審査を通じて、各会計とも諸経費の節減に向けて努力されていることは感じる事ができました。

平成21年度の場合、町税収入が大きく落ち込んでいる中で、前述の理由により当町の財政規模が増加した形となっておりますが、基本的には町税をはじめ各種税収について今後も大きな増加は見込めず、歳入全般について今後もますます厳しさを増してくること、一方で、経常経費の増加に伴い、歳出面では増加傾向が続くこと等、当町の財政状況は一層厳しさを増してくることが予想されます。

このような状況の中で、当町の財政運営を考えた場合、上記の傾向を念頭に置いて取り組むことが必要でありまして、そのためには、予算の編成段階から歳出面全般について、従来の感覚や前例にとらわれず、抜本的に個々の支出について必要性の検討を徹底したうえで取り組みされることが必要であると考えます。

次に、今回の審査を通じて気づいた事項について申し上げます。まず1点目に、物品の廃棄処理でございます。今回の決算審査におきまして、各部署で使用されていた物品（金額30万円以上の重要物品も含む）を廃棄処分された時の手続きについて点検を行いました。

この廃棄処分につきましては、（1）処理は竜王町財務規則に規定されている方法により正しく実施されているか、（2）決裁は金額区分に基づく決裁権限のとおり正しく決裁されているか、にポイントを絞って実施いたしました。

点検しました部署数は、11部署であります。その中で、平成21年度中に作成されました廃棄処分の伺書件数は、16件でございます。

まず、竜王町財務規則には、物品を処分する場合には「不用物品決定調書（様式第62号）を作成し町長の承認を受けなければならない」となっておりますが、点検いたしました16件につきましては、すべてが「伺書（様式第10号）」で作成し決裁を受けておられ、不用物品決定調書については見当たらず、作成されていないと判断せざるを得ない状況でございました。

次に、購入時の価格によりまして決裁権限を区分いたしまして本件の伺書を点検しました結果、町長決裁が必要であるのに副町長決裁で止まっているものが1件、町長決裁が必要であるのに主監決裁で止まっているものが4件、町長決裁が必要であるのに課長決裁で止まっているものが2件、副町長決裁が必要であるのに課長決裁で止まっているものが2件、主監決裁が必要であるのに課長決裁で止

まっているものが1件となっておりまして、16件の伺書のうち10件が決裁権限相違となっておりまして、この中でも7件は町長決裁が必要であるにもかかわらず副町長以下の決裁で止まっている状況でありまして、正しく決裁されているものは6件でございました。この6件につきましても、町長決裁が必要なもので町長決裁がなされているものは1件のみでございました。

以上、物品の廃棄時における処理の実態は上記のとおりとなっております。幸いにも、本件に関しまして事故等は発生しておりませんでした。組織運営の原点は、規定に則った業務が正しく遂行されていくことであると考えます。本件につきましても、規定どおりの書類が作成されていなかった原因を追求するとともに、本件のみならず当町の業務全般につきましても今一度原点にかえり、規定に基づいた基本どおりの業務の処理を徹底されるよう問題提起とさせていただきます。

2点目は、町税の収入未済額についてでございます。当町の町税収入の大きな柱となっております固定資産税におきまして、平成21年度末現在で7,582万円の収入未済額となっておりまして、当年度中に1,146万8,000円と大きく増加した結果となっております。増加した理由について調査しましたところ、町内企業1社による滞納が発生し、これが収入未済額の増加に直結している結果となっております。

この内容につきまして担当課に質問しましたところ、当該企業の固定資産税の滞納は平成20年度分より滞納が始まっており、平成20年度分および21年度分の税額2,830万3,000円すべてが滞納となっております。滞納が始まりました平成20年度中は、担当課において電話や対話による納付督促を行っていたようであります。その後、平成21年11月になりまして当該企業の不動産登記簿謄本を取り入れしましたところ、課税対象物件は別企業へ所有権移転されていることが判明し、新しい所有者へも滞納分についての納付交渉を行ったとのことではありますが、拒否をされて今日に至っているとのことでありました。

以上が滞納発生と今日までの概要でございますが、これだけの大口納税先の滞納発生にもかかわらず、滞納が始まった平成20年度から21年度にかけて、納税者であり当時の不動産所有者でもある企業の責任者や代表者への交渉がなされていなかったことについては、滞納管理の原点である初期動作が不十分であったこととあわせ、納税企業の真の責任者への交渉ができていなかったこと、および納税先企業の動向に対する認識が、担当課はもちろんのこと竜王町全体におい

でも欠落していたと言わざるを得ません。

本件事例は、企業が法的整理を行っていないにもかかわらず所有権を移転するという極めて悪質な事例でございますが、今日の経済情勢・景気状況を考えた場合、このような悪質な事例に至らずとも、企業の業績悪化が原因で滞納が発生することは十分に考えられることであります。したがって、日常から町内企業の動向にも十分留意し、新たな滞納先を発生させないよう、当町全体の問題として努力されることが必要であると判断いたします。

以上、今回の審査を通じて気づいた点について申し述べました。我々地方自治体を取り巻く環境は、企業の業績悪化に伴います法人町民税の減少をはじめとする税収の落ち込み等、歳入面全般について今後も厳しい状況が予想される中で、歳出面では、福祉関係費用の増加や公債費の増加等、義務的経常経費の増加により、財政状況はますます厳しさを増してくることが現実的となつてきております。

このような状況の中で、当町が財政面で健全性・弾力性を維持しながら当町独自の特徴ある施策を実施していくためには、適正な歳入の確保に努めることはもちろんのこと、歳出面では歳出全般について、従来の感覚による予算編成でなく、新しい観点から必要性の検討を行うことにより効率的な財政運営に結びつけ、最終的には住民福祉の向上に寄与するよう努力されることを期待いたしまして、審査の意見といたします。以上が、一般会計および特別会計の審査の結果でございます。

続きまして、平成21年度竜王町水道事業会計決算審査の結果について、続いて報告をさせていただきたいと思っております。今しばらくお付き合いをお願いします。

これにつきましては、平成22年8月18日付をもちまして、町長さん宛てに意見書の提出をさせていただいております。皆様のお手元に、その写しが配付されていると思っております。これに基づきまして報告させていただきます。それでは、申し上げます。平成21年度竜王町水道事業会計決算審査の結果について、報告を申し上げます。

まず第1点目、審査の概要でございますが、まず審査の対象といたしまして、平成21年度竜王町水道事業会計決算書および業務状況ならびに証憑類、関係諸帳簿、出納取扱金、以上でございます。

次に、審査の期日でございますが、平成22年6月4日に実施をさせていただきました。

3番目に、審査の内容でございますが、決算審査にあたりましては、町長から

提出されました決算書類が、地方公営企業法の規定に則りまして企業の財政状態および経営成績を適正に表示しているか、また、運営面におきましては予算に沿った執行となっているか、経済性の発揮ならびに公共性の確保を目指した運営がなされてきたか等に主眼を当てて審査を行いました。

このため、各計数につきましては正確であるかを検証するとともに、関係諸帳簿、証憑類は定められた規定により適正に処理されているか検査を行い、さらには取扱金の出納状況や滞納整理状況についても、関係者の説明を聴取しながら実施いたしましたところでございます。

大きな2番目といたしまして、審査の結果について申し上げます。決算諸表についてでございますが、審査に付されました決算諸表は、水道事業の経営成績および財政状態をおおむね適正に表示しているものと認めます。

2番目に、経営状況についてでございますが、まず経営成績について申し上げます。竜王町水道事業会計の平成19年度から平成21年度までの経営成績の推移は、別表1のとおりでございます。平成21年度につきましては、経営の基本となります給水戸数は、22戸減少して3,679戸となりました。また、給水人口につきましては1万2,524人となり、前年度に比較いたしまして159人減少した結果となっております。

配水量につきましては、年間で169万3,344 $\text{m}^3$ となりまして、前年度と比較いたしまして6,604 $\text{m}^3$ 、率にいたしまして0.4%減少いたしております。

また、有収水量につきましては、年間で147万8,360 $\text{m}^3$ となりまして、前年度と比較いたしまして4,110 $\text{m}^3$ 、これも率にいたしまして0.3%減少した結果と相なっております。

このように、当年度は前年度に続きまして配水量・有収水量とも減少したことになりまして、水道事業の売上高とも言うべき給水収益も、当然のことながら減少した結果となっております。

この結果、給水収益を含む営業収益は2億7,141万111円となりまして、前年度と比較いたしまして30万4,739円減少いたしております。

また、営業外収益につきましては、全体で2,142万1,184円となりました。これは、前年度と比較いたしまして212万1,869円増加いたしておりますが、加入金が増加しましたことや町からの補助金収入が増加したこと等によるものでございます。

この結果、水道事業収益全体では2億9,283万1,295円となりまして、

前年度と比較いたしまして181万7,130円増加した結果となりました。

次に費用面を見ますと、営業費用が2億7,202万2,081円となりまして、前年度と比較いたしまして1,275万9,374円と大きく増加し、この結果、別表1にもありますとおり営業損益の部において損失が発生いたしております。前年度は県から購入します水の単価が大幅に引き下げされましたことによる費用の減少により営業利益が増加しましたが、当年度は逆に大きく減少しております。

当年度の営業損失が発生した要因を見てみますと、まず1点目に、県との契約水量とも言うべき一日最大給水量の増加によりまして基本料金が増加したこと、および未達水量の増加に伴いまして支払額が増加したこと等、原水及び浄水費が増加しましたこと、2点目に、人事異動に伴います人件費の増加等、総係費が増加しましたこと、3点目に、量水器の交換に伴います除却処分等、資産減耗費が増加したこと等の理由によるものでございます。

以上の結果、水道事業費全体では2億7,889万9,375円となりましたが、これは、前年度と比較いたしまして1,201万7,318円と大幅に増加いたしております。この結果、経常利益におきまして1,393万1,920円の利益となりましたが、これは、前年度実績と比較いたしまして1,020万188円と大幅に減少いたしております。

このように、平成21年度は売上高であります給水収益が微減にとどまったにもかかわらず、県からの水の購入コストの増加、および人件費等の総係費が増加したこと等、営業費用が大幅に増加したことによりまして、営業利益・経常利益とも大幅に減少した結果となっております。

なお、前述しましたとおり、当年度は給水戸数および有収水量が減少しておりますが、この理由について担当課に質問いたしましたところ、明確な回答がなく、理由が把握できていないと判断せざるを得ない状況でございました。給水戸数・有収水量の増減は、いずれも水道事業経営におけます根幹的要因であります。少なくとも担当課におきましては、これの増減理由は把握されていることが適切な経営管理のうえで必要であると判断いたしますので、この点について十分留意して取り組みされるよう申し添えます。

2点目に、予算執行状況についてでございます。収益的収支のうち支出面におきまして多くの不用額が発生しておりますが、諸経費の節減努力によるものとあわせまして、一部の項目において見込額より少なかったことが主な理由でありま

して、事業の性格から見てやむを得ないものと判断いたしますが、今後は不用見込額の一層の減額補正に努めていただくとともに、予算の編成段階から収益的収支・資本的収支とも項目ごとに十分検討を行ったうえで予算計上されることが必要であると判断いたします。

次に、一般会計からの補助金について申し上げます。平成21年度中におけます一般会計からの補助金は1,580万円でありまして、前年度と比較いたしまして30万円の増加となっております。

次に、有収水量の推移について申し上げます。平成21年度の有収水量は147万8,360 $\text{m}^3$ となっております。前年度と比較いたしまして4,110 $\text{m}^3$ 、率にいたしまして0.3%の減少となっております。また、有収率は87.30%となりましたが、これは、前年度と比較いたしまして0.09ポイント上昇しており、わずかながらも増加いたしております。有収水量・有収率とも企業としての収益性を高めるための重要な項目でありまして、今後とも継続してこの向上のために努力されることが必要であると判断いたします。

次に5番目といたしまして、経営の効率について申し上げます。竜王町水道事業会計におけます効率性を判断する指標といたしまして、有収水量および営業収益等の職員一人当たりの数値を見ると第2表のとおりとなっております。この表から、竜王町水道事業の労働生産性を示します指標は、過去3カ年間に於いて、すべて前年度比較で微減となっていることが分かります。なお、水道事業におけます労働生産性を最も端的に表しますデータといたしましては、職員1人当たりの有収水量および営業収益であると判断いたしますので、今後、本データをもとにし、県内他町平均や全国の同規模町村平均と比較・検討をしていただき、当町の状況を把握されることも必要ではないかと考えます。

6番目に、未収金および不納欠損処理について申し上げます。この項目だけは、金額につきましてはすべて消費税の金額を含んでおりますので、お願いいたします。

平成22年1月末現在の使用料未収金は2,254万521円となっております。前年同月に比較いたしまして124万3,174円増加いたしております。この未収金残高につきましては、過去2年間減少してきておりましたが、当年度につきましては、残念ながら増加した結果となりました。

また、この中身を見てもみますと、不納欠損処分によります減少分として25万1,139円が処理されておりました。これを加味いたしますと、実質的には1

49万4,313円増加している勘定になることを十分に理解しておくことが必要であると考えます。そのうえで、今後について実効ある対策を継続的に実施され、未収金の減少とともに収益性の向上にも寄与されることが必要であると判断いたします。

また、平成21年度の不納欠損処分は件数で9件、金額で25万1,139円の処理がなされております。処理の内容につきましては、いずれも規定に則って適正に処理されていることを認めました。

次に、財政状況について申し上げます。竜王町水道事業会計の平成19年度から平成21年度までの財政状況の推移につきましては、別表2に掲げております比較貸借対照表のとおりでございます。

平成21年度につきましては、町内への大型施設の開業に合わせた事業の進展に伴いまして、構築物や建物・機械設備等が増加したことによりまして、資産勘定全体で6億5,400万円、うち固定資産勘定では3億9,200万円増加いたしておりますが、このうち特に固定資産の増加分につきましては、資本勘定ならびに剰余金の増加分にて賄われておりまして、財務管理面から見ましてほぼ理想的な調達方法であるということが言えます。

このような状況の中で、次の財務比率の推移について見てみたいと考えます。水道事業会計におけます短期流動性、長期健全性の良否を示します比率を算出いたしますと、第4表のとおりとなっております。当町の水道事業における短期流動性の良否を示します流動比率につきましては、過去3カ年とも150%以上を維持しておりまして、短期支払能力は良好に推移していることがわかります。また、財務の長期健全性の良否を示します自己資本構成比率は、各年度とも70%以上を維持しておりまして、この比率を補完する固定資産対長期資本比率も90%台を維持していますことから、良好に推移していることがわかります。

次に、企業債について申し上げます。平成21年度におけます企業債の発行・償還ならびに残高については、第5表のとおりでございます。当年度の発行額は2億6,400万円ですが、内訳は、すべてがアウトレットモール関連の工事に伴うものでございます。なお、当年度の償還は、計画のとおり順調に償還されているものと認めます。

最後に、審査の意見を申し上げます。平成21年度水道事業会計決算の審査を実施いたしましたが、審査にあたりまして、関係諸帳簿との照合、計数の確認を

慎重に行いましたが、その結果、下記意見としての事項を除きましては、特に指摘すべき事項は見当たりませんでした。また、諸経費につきましては、節減のため努力されていることは感じることはできました。

平成21年度の業況につきましては、前述しましたとおり、売上高とも言うべき営業収益は微減であるにもかかわらず経常利益は大幅減少となっておりますが、収益や費用の内容を検証したとき、当年度のような収益構造は当面続いていくものと予想しなければならないと考えます。このような中でも水道事業会計が安定的に収益を確保していくために、費用面の管理をなお一層きめ細かく徹底していくことが必要であると考えます。以下に、今回の審査を通じて感じた点について意見として申し上げます。

まず1点目は、竜王町給水条例の内容についてでございます。竜王町水道事業会計を運営するための基本ルールとして竜王町給水条例が存在しますが、この中の第24条、「料金」について定めた項目の内容を見てみますと、消費税について規定されていますが、その表現が外税方式の表現となっております。また、これに関連しました料金表につきましても、外税方式となっております。一方で、利用者に対する通知の書類の内容は、内税方式で行われております。

これに関連しまして消費税法を見てみますと、平成16年4月1日から消費税法が改正されまして、商品やサービス価格の表示につきましては、内税方式である総額表示にしなければならないと変更されております。

このように、当町の給水条例における消費税の表示方法と、利用者に対する通知書類の表示方法の間で整合性のない内容となっております。このことから、これを機会に当町の給水条例を消費税法との間で整合性を持たせるために、改正等を検討されることが必要であると判断いたします。

2点目に、貯蔵品の単価記入方法についてでございます。平成21年度末の貯蔵品台帳の点検を行いましたところ、新品として購入した量水器の単価が、実際の新品価格と相違する価格が記入されているものがありました。この点について担当者に質問しましたところ、本件の量水器を購入するにつきまして、旧型の量水器を下取りに出したことから、新品価格から下取り価格を差し引きした差額を購入価格として貯蔵品台帳に計上したものであるとの回答でございました。

ちなみに、新品の量水器価格は、1個当たり1,900円であります。また、下取りの量水器価格は、1個当たり360円でございます。これが差引支払額1個当たり1,540円と相なるわけでございます。

本件についての新品・下取り価格等については上記のとおりでございますが、差引支払額である1個1,540円に在庫数を掛けた金額が貯蔵品台帳に計上されておりまして、決算書もこの金額で作成されているものであります。したがって、この部分の価格につきまして実際の価格ではなく、差引支払いをした金額が計上されているものであり、正しい金額が計上されているとは言えません。

このことは、今回については下取りが発生したことにより業者への支払金額は差引支払額である1個1,540円ではありますが、仮に下取りがなかった場合には、新品価格であります1個1,900円の支払いが当然のことながら必要になり、また、この金額が貯蔵品台帳に計上され、資産として管理されるのもこの金額であることは、また当然であると言えます。今回のケースにつきましては、決算審査を通じて担当者の考え方を聴取します中で、新品価格として貯蔵品台帳に計上すべき金額と差引支払金額とが混同されてしまった結果、勘違いにより差引支払金額が計上されてしまったものであると理解せざるを得ません。したがって、この部分の在庫金額については、正当な金額よりも過小評価された在庫が計上されていることを認識して管理するとともに、今後このような考え違いが発生しないよう十分に注意して取り組みされることが必要であると考えます。

以上、今回の決算審査を通じて感じた点を申し上げ、審査の意見といたします。以上でございます。

**○議長（寺島健一）** 引き続き、提案理由の説明をお願いします。竹山町長。

**○町長（竹山秀雄）** 続きまして、議第69号および報第3号・報第4号につきまして提案理由を申し上げます。

議第69号、湖南水道広域圏に係る広域的水道整備計画の改定につきましては、水道法第5条の2第2項において、関係地方公共団体と協議し、かつ、当該都道府県の議会の同意を得て定めるものと規定されております。今回、この整備計画を改定するにあたり、滋賀県知事より関係の8市2町に対して議会の同意の協議があったことから同意を求めるものです。

この整備計画は、昭和52年度に策定された滋賀県水道整備基本構想に基づき、湖南区域における水道の広域的整備、合理的な水道水の利用、安全で安定した給水を得るための施設整備と管理体制の確立を図ることを目標としております。平成7年度に改定が行われ、この中で、目標年度は平成22年度でありました。

今回の主な改定点は、目標年次を平成27年度に、市町合併による整備計画の区域に関する事項の変更、水需要と給水人口などの見通し、さらに、施設整備と

経営の合理化を図るため、南部上水道供給事業と東南部上水道供給事業を統合し、湖南水道用水供給事業（仮称）を創設されるものでございます。

以上をもちまして、議第51号から議第69号までの19議案につきまして順を追って提案理由を申し上げましたので、よろしくご審議を賜り、ご承認をいただきますようお願い申し上げます。

次に報第3号、平成21年度竜王町健全化判断比率および報第4号平成21年度竜王町資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項および第22条第1項の規定により、ご報告申し上げるものでございます。

まず、平成21年度竜王町健全化判断比率につきましては、それぞれ決算数値に基づき算出いたしました結果、実質赤字比率および連結実質赤字比率につきましては、それぞれ赤字額は発生せず、該当なしとなりました。

実質公債費比率につきましては、早期健全化基準が25%に対しまして20.1%となり、将来負担比率につきましては、早期健全化基準が350%に対しまして130.7%となるものでございます。

次に、平成21年度竜王町資金不足比率につきましては、決算数値に基づき算出いたしました結果、水道事業・下水道事業ともに資金不足が発生せず、資金不足比率については、該当なしとなるものでございます。

以上2件、財政健全化に関する報告といたします。

**○議長（寺島健一）** 続きまして、審査報告をお願いします。小林代表監査委員。

**○代表監査委員（小林徳男）** それでは、審査の結果についてご報告を申し上げます。

2つございまして、まず、竜王町財政健全化審査にかかります審査の結果についての報告を申し上げます。

この審査につきましては、町長から提出されました健全化判断比率ならびにその算定基礎となります事項を記載した書類が適正に作成されているかどうか、この点について主眼を当てて審査を実施いたしました。

審査の期日でございますが、7月30日に実施をしたところでございます。

審査の結果について申し上げます。

まず、総合意見と個別意見に分けて申し上げますが、第1点目、総合意見でございますが、審査に付されました4つの比率、実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率、この4項目の健全化判断比率およびその算定基礎となります事実を記載しました書類につきましては、いずれも適正に作成され

ているものと認めました。

次に、個別意見について申し上げますが、まず1点目、実質赤字比率についてでございますが、平成21年度の実質赤字比率につきましては、黒字決算になったこともありまして、計算上はマイナス6.5%となっておりますが、早期健全化基準の15.0%と比較いたしますと、これを下回ってよくなっていると、こういうことでございます。執行部の方からの報告では、これと連結実質赤字比率につきましては該当なしと、こういうことで報告があったと思いますが、このままで、「該当なし」だけではどちらを向いているのか分からないという意見もあると思いますので、あえてこのマイナスの数字を表に計上させてもらっていると、こういうことでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

2番目に連結実質赤字比率でございますが、平成21年度の実質赤字比率につきましては、黒字決算となったことございまして、計算上マイナス13.2%となっておりますが、早期健全化基準の20.0%と比較いたしますと、これを下回ってよくなっております。

3番目に実質公債費比率でございますが、平成21年度の実質公債費比率は20.1%となっておりますが、早期健全化基準の25.0%と比較いたしますと、これを下回ってよくなっております。しかしながら、昨年と比較いたしますとこの数値が上昇してきてございまして、今後の財政運営については十分な留意が必要であると判断いたします。

将来負担比率でございますが、平成21年度の実質負担率につきましては130.7%となっております。早期健全化基準の350.0%と比較いたしますと、これを下回ってよくなっております。こういうことでございます。

そのほか、是正改善を要する事項でございますが、特に指摘すべき事項は認められませんでした。以上が、まず財政健全化審査の結果でございます。

続きまして、水道事業にかかります資金不足比率について申し上げます。これは、平成21年度水道事業会計の経営健全化審査の結果について、意見書を提出させていただきました。それに基づいて報告をさせていただきます。

審査の概要は、この経営健全化審査につきましては、町長から提出されました資金不足比率およびその算定の基礎となります事項を記載した書類が適正に作成されているかどうか、この点について主眼を当てて審査を実施したところでございます。

審査の期日は、7月30日に実施させていただきました。

審査の結果でございますが、これにつきましても総合意見と個別意見に分けて申し上げます。

まず総合意見でございますが、審査に付されました水道事業会計の資金不足比率、下水道事業会計の資金不足比率、およびその算定基礎となります事項を記載しました書類につきましては、いずれも適正に作成されているものと認めました。これにつきましても、この報告書の中にはカッコ書きでマイナスの実数が入った表を計上させていただいております。ご参考にしていただきたいと思います。

2点目に個別意見でございますが、今回の審査におけます水道事業会計につきましての資金不足比率を算出するにあたりまして、実質的な資金不足率を把握するために、平成22年度に償還します企業債の償還予定額1,806万6,000円を1年基準に基づいて流動負債に算入し、また、未収金のうち平成21年2月以前からの未収金1,863万8,000円を固定化している資産として流動資産から除外して比率を計算し直しますと、実質的な資金不足比率はマイナス52.5%となりますが、経営健全化基準の20.0%と比較いたしますと、なお極めて良好な状態にあると認められます。

そのほか、特に指摘すべき事項は認められませんでした。

以上でございます。ご報告を終わります。

**○議長（寺島健一）** 以上で提案理由の説明が終わりました。

この際、日程第22 報第3号および日程第23 報第4号の2報告について質疑がありましたら、これを認めることにいたします。質疑ありませんか。8番、若井議員。

**○8番（若井敏子）** 報第3号の平成21年度竜王町健全化判断比率についての報告について、1点質問をしたいと思います。

監査委員さんの財政健全化審査意見書では、実質公債費比率について、昨年と比較してこの数値が上昇してきていて、今後の財政運営には十分な留意が必要だというふうにされているところです。町長も、この今定例会の開会のあいさつの中で、この実質公債費比率や将来負担比率の前年度および前々年度との比較をされた上で、この数字の増は黄から赤への信号を示すもので、その原因は、町としての財政見直しのための方策が、経済状況の厳しさからの税収落ち込み分を下回ったためだと、こういうふうに判断されたごあいさつの文章がございました。

この間の町の判断の甘さを、このあいさつの中で私は露呈されたのだなというふうに思っていたところですが、この監査委員さんの指摘を受けて、基本

的な今後の対応の仕方、あるいは具体的な対応の中身について、町長にお伺いをしたいと思います。

あわせて、これは、今回の報告は21年度の決算ですから、今やっていることについてどうなのかという判断は来年、この22年度の決算で出てくるわけですが、今年から実施しています、例えば町職員さんの給与の削減ですとか、使用料などの免除はやめて町民負担を増やしていることだとか、そういう、今、今年やっている財政を立て直すという方策の成果が22年度の決算の数字に表われてくるというふうにお考えなのかどうか。今回の監査委員さんの指摘は、来年はこういうことはないものだと、そういうふうに町長自身がお考えなのかについて、2点お伺いをしたいと思います。

○議長（寺島健一） 竹山町長。

○町長（竹山秀雄） 若井議員さんのご質問にお答えさせていただきたいと思えます。

今年度の決算内容がどのようになるかということでの健全化判断比率でありますけれども、今期の予算はかなり詰めて緊縮財政のスタートとさせていただきました。その数字は、いい面が出てくるのではないかなという具合に思います。

収入の方でございますけれども、これで今月、半期が過ぎるわけであります。状況を見ました中、それと、来期は大きな事業という面からするならば、今のまちづくり交付金事業が今期で区切りがつくということもございますので、金額的な面でバランスが、今年よりは来年の方が予算面でとりやすいのではないかなという具合には見ております。

戻りまして、この報告の数字が3年間平均で出させていただいているわけあります。実質公債費比率の方は3カ年平均の数字でございます。就任いたしました当初の数字がかなり悪うございましたので、私は、「これは大変だ」というお話を皆さんにもさせていただきました。それでいろいろと取り組みをいたしました、その内容につきましては、もう何回も申し上げているとおりでありますけれども、残念ながら、それ以上に収入の方、特に税収の方でございますけれども、これが大きく影響をしたわけでありまして、「まさかそこまでは」というようなところもございます。

決算数字で求めました健全化比率が、皆さんにお示しをしている数字でございますので、今期が前期ほどのむちゃくちゃな落ち込みにならなければ、それなりに歯止めがきかせられる財政内容にもっていけるという具合に見ております。以

上でございます。

○議長（寺島健一） 8番、若井議員。

○8番（若井敏子） 先に言っていますのは、具体的に監査委員さんの指摘を受けてどのような対応をしていくのかという点であって、後半の方については、今お答えいただいたものが、その後半の質問に対するお答えなのかなと思いますが、前半の方の質問に対する答えがなかったの、それを改めてほしいということと、結局、まさかここまでなるとは思わなかったという結果がどうなのかということ、私には聞いているのですよ。そこに原因を持っていけば、問題は簡単ですよ、  
「私の責任ではないのですよ」と、「こんなひどかったのは経済状況が悪いのですよ」という、そういうことでは済まないでしょうと。

具体的にいえば、町職員さんの給与カットもそうですし、住民さんには本当に使用料負担もしてもらおうことになっていきますし、今年は夏祭りもありませんでしたし、文化祭と体育祭を交互にやられるような事態があるわけですから、そういうのを開会のあいさつの時に住民さんは理解していただいているのだというふうに町長はおっしゃるのですよね。理解してもらっているのだったら、結果が出てこなかったら住民は理解しないと思うのですよ。

今回のこの21年度決算でいけば、住民は、これは理解しないのでしょうかと。だから、具体的にはどうなんですか、どう考えておられるのですかということ、聞いているわけですから、その辺に対するお考えをお伺いしたいのです。

○議長（寺島健一） 竹山町長。

○町長（竹山秀雄） 前期の内容でございますけど、町の税収がかなり厳しくなってきたということが目に入りました時から、例えば、入札におきましても厳しく、そしてまたその他の経費におきましても、節減できるところは今からでも取り組もうというようなことで、職員とともに歩ませていただいたところでございますけども、何遍も申し上げますとおり、非常に落ち込みが、これは竜王町だけではございません。各自治体ともそういう表現をされているのですけども、想定以上の、あるいは思いも及ばなかったような額での落ち込みとなったということでございます。以上で回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） ほかに質疑はありませんか。

○8番（若井敏子） 「ほかに」じゃあないですよ。回答もしないで帰らないでくださいよ。質問しているのですから、質問には答えてもらわないと。答えになっていないですよ。

ほかのひとが答えるのはだめですよ。町長自身がお答えいただかないと。副町長に答えてもらうのもだめですよ。具体的にどうするのですかという話ですよ。来期は大丈夫ですかということですよ。

○議長（寺島健一） 8番、若井議員、これは21年度のことですよ。

○8番（若井敏子） もちろんわかっていますよ。21年度の結果を22年度の結果にどう反映するのかという話なんですよ。21年度の結果で監査委員さんから指摘を受けていることを、どうするのですかと。今出でいるわけですから、今やらないと、22年度にやらないと、23年度にやる話じゃないでしょう。評論家がしゃべっているわけじゃないのでね、その答えは。

副町長じゃないと言っているのですよ。町長に答えてもらいたいのですよ。副町長の考えは聞いていません。

○議長（寺島健一） 竹山町長。

○町長（竹山秀雄） 実質公債費比率が20.1ということであります。これに対しまして今期の決算での取り組み、やはり数字を私は18以前に戻さないといけないと、以下にしないといけないと、これはもう皆さんにも何回もお話ししているとおりでございます。

今期、今申し上げましたとおり、財政の中で少しでも繰上償還ができるようであるならば、そちらの方で数値的な取り組みをさせていただきたいという具合には考えております。

○議長（寺島健一） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（寺島健一） ないようでありますので質疑はこれで終結し、日程第22 報第3号および日程第23 報第4号の2報告について、報告を終結いたします。

本日の議事日程は全部終了いたしました。これをもって本日の会議を閉じ、散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後4時39分